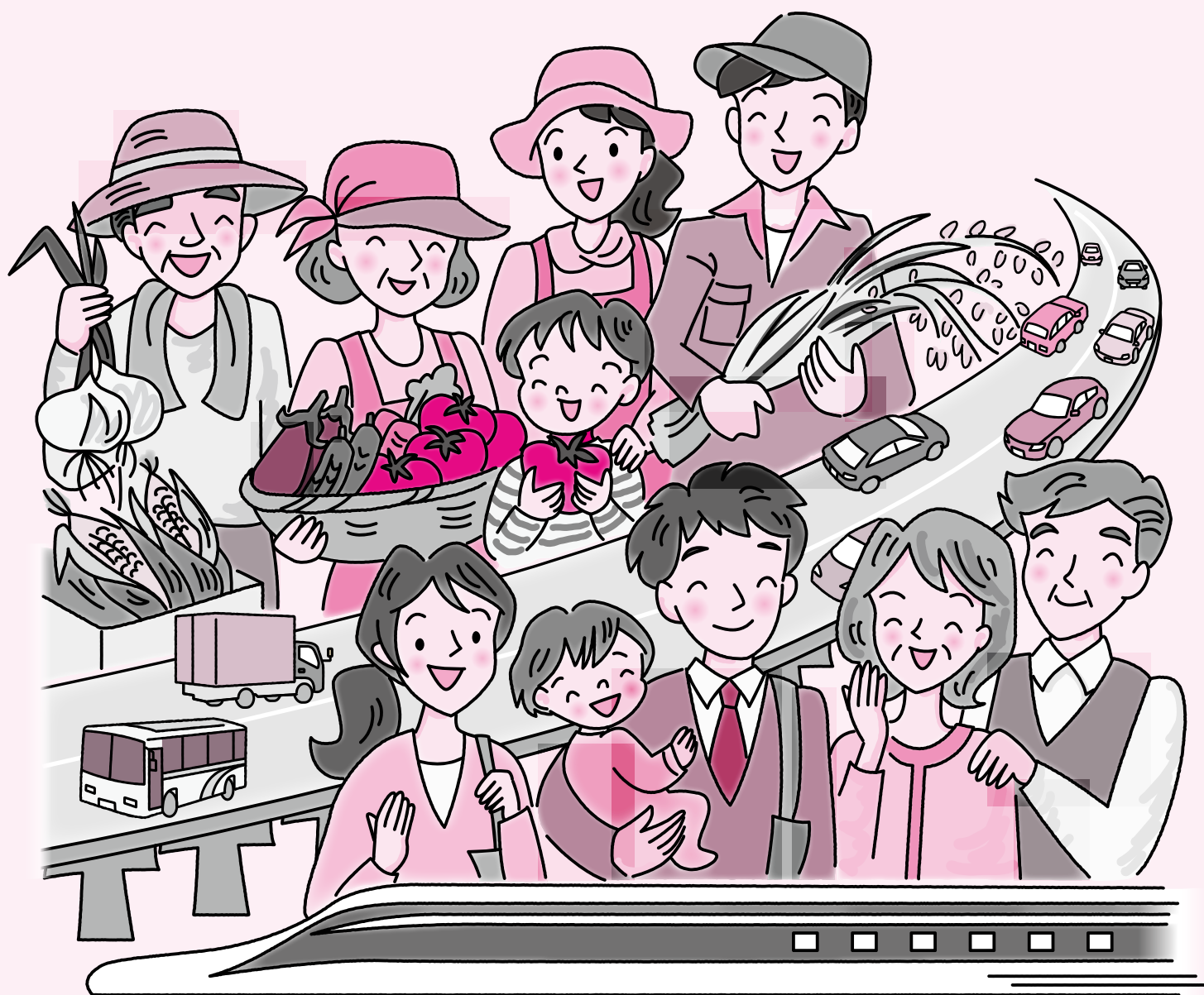


ひとひと
男と女、ともに歩もう

拓け中央 輝きプラン



中央市男女共同参画委員会

平成29年3月

近年、少子高齢化の進展と家族形態の変化やグローバル化など、社会の多様化が進んでいます。その中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

このような中、国では、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、基本理念や、国・地方公共団体・国民の責務を明記し、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みが進められております。平成27年には、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざして、男女共同参画社会基本法の基本理念に則った「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。

本市では、平成19年3月に、第1次中央市男女共同参画プラン「～男（ひと）と女（ひと）、ともに歩もう～拓け中央輝きプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな活動を行ってきました。最近では男女共同参画社会について市民の皆様の理解が深まってきているように思われます。

しかし、性別による固定的役割分担意識やワークライフバランス、DV、LGBT等、取り組むべき課題も多くあります。

このような中、第1次中央市男女共同参画プランの計画期間が平成28年度で終了することから、これらの事を踏まえ、第2次中央市男女共同参画プランを策定しました。本市といたしましては男女共同参画社会を実現するため、今後とも市民、地域や団体など、多様な主体と連携・協働し、計画に掲げた施策を推進して参りますので、皆様にはなお一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、提言をいただきました皆様をはじめ、「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」にご協力をいただいた市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成29年3月

中央市長 田中 久雄



目次

第1章 計画の概要

1. 計画の背景 4

2. 計画の目的 5

3. 計画期間 5

4. 中央市の他の計画との関係 5

5. 本計画の位置付け 6

第2章 計画の構成と推進体制

1. 総合目標と基本目標..... 8

2. 計画の体系 9

3. 計画の推進体制 10

第3章 分野別推進の方向

家庭分野

重点目標 1 「家族が互いを尊重し、思いやれる家庭づくり」..... 12

重点目標 2 「家族が互いに協力し合える家庭づくり」..... 14

重点目標 3 「地域活動へ積極的に参加できる家庭づくり」 16

重点目標 4 「心身ともに健康で楽しく暮らせる家庭づくり」 17

職場分野

重点目標 5 「個人が能力を発揮できる職場づくり」 21

重点目標 6 「女性が活躍できる職場づくり」 22

重点目標 7 「ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場づくり」 23

重点目標 8 「女性が働きやすい職場づくり」 25

地域分野

重点目標 9 「男女共同参画による地域づくり」 31

重点目標10 「介護や子育て支援ができる地域づくり」 33

重点目標11 「異文化や世代間の交流ができる地域づくり」 34

重点目標12 「環境に配慮した地域づくり」 36

重点目標13 「女性の視点を取り入れた安全な地域づくり」 37

学校・社会分野

重点目標14 「男女共同参画の視点に立って行動できる社会づくり」..... 41

重点目標15 「多様な人が安心して暮らせる社会づくり」 43

第4章 資料編

第 1 章
計画の概要

1 計画の背景

中央市では、平成19年3月に、旧三町村で実践されてきた男女共同参画プランをもとに第1次中央市男女共同参画プラン「～男(ひと)と女(ひと)、ともに歩もう～ 拓け中央輝きプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて活動を推進してきました。

第1次プラン策定以降の10年間で、国は平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、県でも平成28年に「第4次山梨県男女共同参画計画」を策定しました。

法律面では、平成25年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改定されました。また、平成22年に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、平成26年に「次世代育成支援対策推進法」が改定され、平成28年には「子ども・子育て支援法」が改定されました。

その他、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、そして平成28年には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。

このように法律や制度面は「性別によることなく誰もが暮らしやすい社会」を目指して動いていますが、身近に目を向けると、家庭ではいまだ家事負担が女性に多くかかり、職場や地域では男性中心の労働慣習が残っているなど、男女共同参画の理念が十分に浸透しているとは言い難い状況が見受けられます。

このような社会背景のもと、第1次プランの計画期間が平成28年度で終了することから、平成29年度以降の10年間を見据えた新しい男女共同参画プランの策定を行いました。

2 計画の目的

中央市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを計画的に実施するため、本計画を策定しました。

策定にあたっては、推進分野を「家庭」「職場」「地域」「学校・社会」の4分野とし、各分野での取り組み内容を「市の取り組み」と「市民のみなさんの取り組み」として整理し、取り組みやすい計画としました。

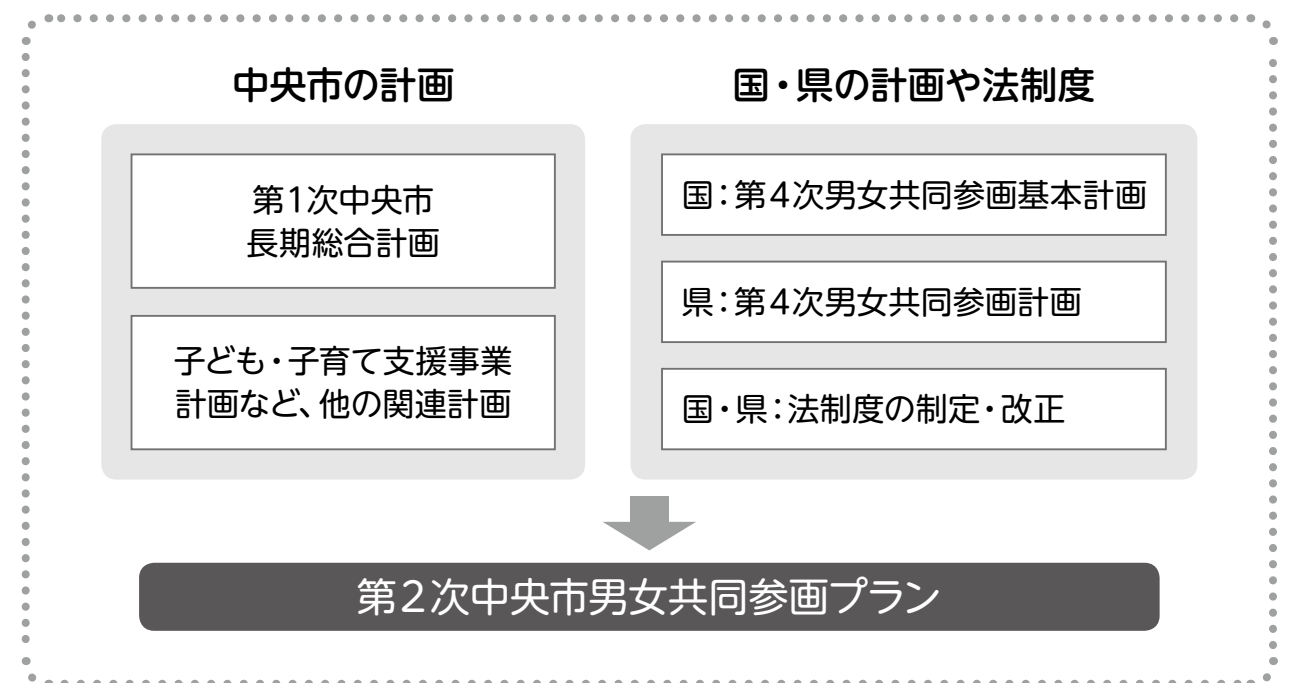
本計画は「性別によることなく誰もが暮らしやすい社会」、また中央市の目指す「実り豊かな生活文化都市」の実現に向けて、市民一丸となり取り組むための計画です。

3 計画期間

「第2次 ～男^{ひと}と女^{ひと}、ともに歩もう～ 拓け中央輝きプラン」の計画期間は、平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とします。

4 中央市の他の計画との関係

第1次中央市長期総合計画を最上位計画と位置づけ、その他中央市の関連計画と連携するとともに、国・県の男女共同参画推進計画や法制度との整合性を保ちつつ、計画推進に努めます。



5 本計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置付けています。

併せて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条の2に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」としても位置付けています。

第 2 章

計画の構成と推進体制

1 総合目標と基本目標

1) 総合目標

「中央市に住む誰もが、性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力が十分発揮され、互いに支え合い、認め合うことで、あたたかな家庭づくり、元気な地域づくり、明るい職場づくりをめざします。」

2) 基本目標

(1) 家庭

「家族が互いを思いやり、健康で明るい家庭づくりをめざします。」

家族が互いに協力し思いやり、心身ともに健康で、明るく安心して暮らせる家庭づくりをめざします。

(2) 職場

「男女がともに能力を発揮し、生活と調和がとれた職場づくりをめざします。」

誰もが働きやすく、女性も能力を発揮でき、家庭生活や地域生活とも調和がとれた職場づくりをめざします。

(3) 地域

「男女がともに協力し、支え合う地域づくりをめざします。」

女性の意見を取り入れながら、子育てや介護などを、みんなでともに支える地域づくりをめざします。

(4) 学校・社会

「男女共同参画の視点に立った誰もが安心して暮らせる社会づくりをめざします。」

学校教育や生涯学習、各種支援体制の整備を通して、誰もが安心して暮らすことができる社会づくりをめざします。

2 計画の体系

分野	基本目標	重点目標	推進の方向
家庭	家族が互いを思いやり、健康で明るい家庭づくりをめざします。	家族が互いを尊重し、思いやれる家庭づくり	思いやりのある家庭づくりの推進
			家庭内における暴力の根絶と人権の尊重
		家族が互いに協力し合える家庭づくり	家庭内の固定的性別役割分担の改善
			家庭内での男女共同・男女平等教育の促進
		地域活動へ積極的に参加できる家庭づくり	家庭から地域活動への積極的参加の促進
		心身ともに健康で楽しく暮らせる家庭づくり	日常における健康づくりの促進
			女性と子どもの健康支援

分野	基本目標	重点目標	推進の方向
職場	男女がともに能力を発揮し、生活と調和がとれた職場づくりをめざします。	個人が能力を発揮できる職場づくり	職場や仕事で必要とされる職業能力や知識の習得
		女性が活躍できる職場づくり	職場における女性活躍推進の支援
		ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場づくり	仕事と家庭生活が両立できる支援体制づくり
			企業の労務改善の促進
		女性が働きやすい職場づくり	男女差のない職場環境づくりの促進
			自営業や農林業等における男女共同参画の促進

分野	基本目標	重点目標	推進の方向
地域	男女がともに協力し、支え合う地域づくりをめざします。	男女共同参画による地域づくり	男女共同参画の視点に立った地域運営の促進
			地域活動における女性の参画と女性リーダーの育成
		介護や子育て支援ができる地域づくり	地域ぐるみの介護予防や子育て支援の促進
			異文化交流の推進
		異文化や世代間の交流ができる地域づくり	世代間交流の推進
		環境に配慮した地域づくり	地域ぐるみの環境保全の促進
		女性の視点を取り入れた安全な地域づくり	女性の視点を取り入れた防災・減災体制づくりの推進

分野	基本目標	重点目標	推進の方向
学校・社会	男女共同参画の視点に立った誰もが安心して暮らせる社会づくりをめざします。	男女共同参画の視点に立って行動できる社会づくり	男女共同参画の視点に立った教育の推進
			男女共同参画に関する知識習得の支援
		多様な人が安心して暮らせる社会づくり	生活上の困難に直面する人たちへの支援
			誰もが安心して暮らせる環境の整備

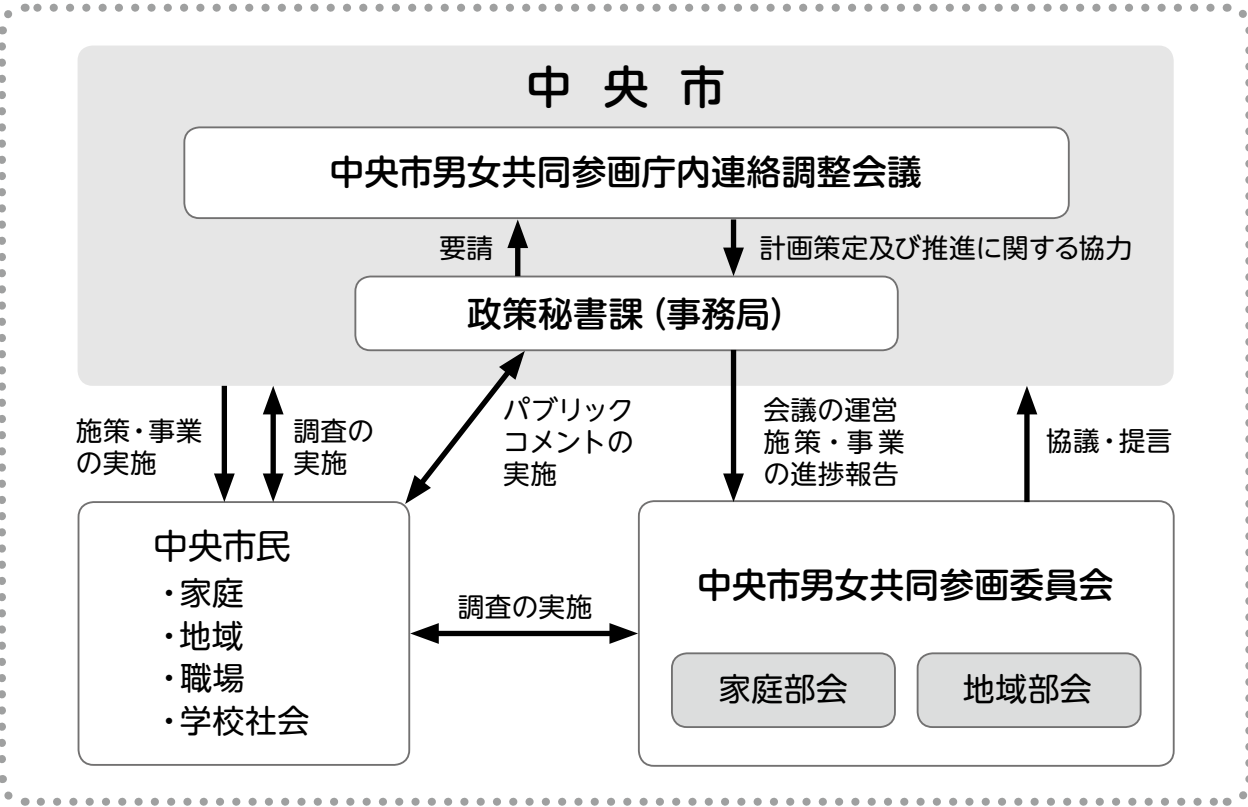
第 3 章

分野別推進の方向

3

計画の推進体制

本計画の推進にあたって、市は「中央市男女共同参画庁内連絡調整会議」、「中央市男女共同参画委員会」、「事務局」を設置します。



「家庭」分野

基本目標と重点目標

基本目標

「家族が互いを思いやり、健康で明るい家庭づくりをめざします」

- 重点目標 1 「家族が互いを尊重し、思いやれる家庭づくり」
- 重点目標 2 「家族が互いに協力し合える家庭づくり」
- 重点目標 3 「地域活動へ積極的に参加できる家庭づくり」
- 重点目標 4 「心身ともに健康で楽しく暮らせる家庭づくり」

施策の推進

重点目標1

「家族が互いを尊重し、思いやれる家庭づくり」

家庭は、生活の基盤となる大切なものです。家族の誰もが人権を損なわれることなく、安心して暮らせる家庭を作ることが大切です。

DVや児童への虐待は、人権を著しく損なう行為であることを認識し、家庭内での暴力は絶対になくさなければなりません。

家族が互いを尊重し、思いやりのある家庭を作ることによって、楽しく豊かな生活が送れるとともに、子どもの成長にも良い影響が与えられます。互いを尊重し、明るい家庭を築けるよう、家族全員で取り組む必要があります。

推進の方向

1) 思いやりのある家庭づくりの推進

(1) 市の取り組み

- ①男女共同参画に関する講座や学習会の開催など、互いを思いやり、尊重することの大切さについての意識啓発や教育を推進します。

- ②家庭内における男女共同参画についてのアンケートを実施し、男女共同参画の理解を深めるために活用します。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①家族が互いに思いやり、理解し、尊重し合えるように、日頃から家族で話し合う機会を持ちましょう。
- ②市が開催する講座や学習会などに積極的に参加し、男女共同参画についての理解を深めましょう。

2) 家庭内における暴力の根絶と人権の尊重

(1) 市の取り組み

- ①啓発活動や情報提供を通して、児童虐待が子どもの心身に与える悪影響についての理解を深めるとともに、DVや児童虐待が犯罪であるとの認識を高め、防止に努めます。
- ②学校や子育て支援課、民生委員児童委員と連携して児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- ③児童虐待を発見した時には、福祉事務所や児童相談所等への通告義務があることを周知し、虐待の早期発見に努めます。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①DV被害を受けた時は一人で悩まず、家族や友人、親戚、各種相談窓口に相談しましょう。
- ②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて責任を負うことを認識しましょう。
- ③児童虐待は子どもの心身の発育に悪影響を与えることを認識しましょう。
- ④児童虐待を発見した時は、福祉事務所や児童相談所等に通告しましょう。

重点目標2**「家族が互いに協力し合える家庭づくり」**

共働き世帯が増えており、家庭内においては男性も女性も協力し合い、ともに家事・育児・介護等を行うことが理想と考えられています。しかし実際には、これらの負担の多くを女性が担っている状況となっています。

男性だから、女性だからといった、性別による固定的な役割分担意識をなくし、家族が互いに理解し、協力し合える家庭づくりを推進する必要があります。

2) 家庭内での男女共同・男女平等教育の促進**(1) 市の取り組み**

- ①モデル家庭の認定を推進し、事例紹介を通じて、家庭内での男女共同・男女平等教育の啓発に努めます。
- ②男女共同参画委員会だより等を活用し、家庭内で男女共同参画の認識が高まるよう啓発します。

(2) 市民のみなさんの取り組み

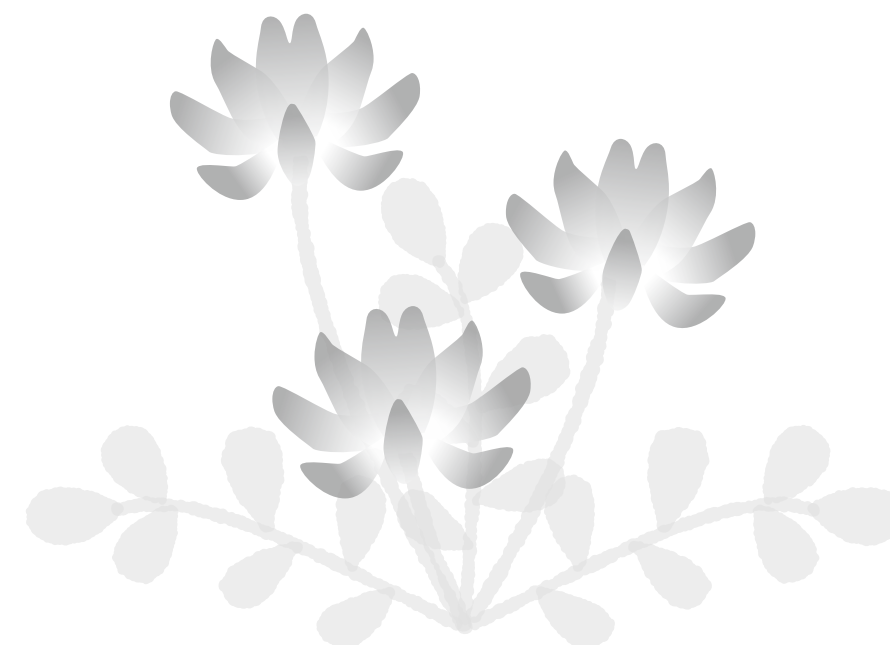
- ①性別に捉われた育て方ではなく、個性や能力を伸ばす子育てや家庭教育に努めましょう。

推進の方向**1) 家庭内の固定的性別役割分担の改善****(1) 市の取り組み**

- ①モデル家庭の認定により、家庭内の固定的性別役割分担の改善を促進し、事例紹介等の啓発活動を行います。
- ②男性や夫婦で参加できる料理教室を開催し、男性が家事を担えるようになるための研修機会を提供します。
- ③男性料理教室などのイベント開催時に、男女共同参画についての学習の機会を提供し、意識啓発に取り組みます。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①男性は、料理教室や各種研修に積極的に参加し、家事・育児・介護などの知識やスキルの習得に努めましょう。
- ②家庭内での役割分担について家族全員で話し合う機会を持ちましょう。
- ③家族の抱える負担について思いやる心を持ちましょう。



重点目標3**「地域活動へ積極的に参加できる家庭づくり」**

地域は、家庭に次いで生活と密接にかかわる身近な共同体です。日頃から地域とのつながりを保ち、地域活動に参加することは大変重要なことです。しかし、近年は生活の多様化などによって家庭と地域との関係が希薄になり、地域活動への参加が減少する傾向にあります。

男性、女性を問わず、一人ひとりが地域活動に積極的に参加する意識を持つとともに、家族一人ひとりが地域活動へ参加しやすくなるように、お互いに協力することが大切です。

重点目標4**「心身ともに健康で楽しく暮らせる家庭づくり」**

家族が安心して楽しく暮らすためには、心身ともに健康であることが前提となります。日頃から定期的な運動を心がけたり、食事に気をつけるなど、日常生活における健康づくりに取り組むことは大切なことです。

特に女性は、妊娠・出産を経験する可能性があることから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点を取り入れ、身体と心の両面において、男性とは違った健康上の留意を、本人を含め社会全体が考えていく必要があります。

推進の方向**1) 家庭から地域活動への積極的参加の促進****(1) 市の取り組み**

- ①家庭と地域の連携を深め、積極的な地域活動への参加を促します。
- ②地域活動へ、家族揃って積極的に楽しく参加できるような機会を設け、地域とつながることの重要性を啓発します。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①地域の活動内容を知るように努めましょう。できるところから少しずつ参加するという意識を持ちましょう。
- ②女性も地域活動に参加しやすくなるように、家庭内でお互いにサポートしましょう。

推進の方向**1) 日常における健康づくりの促進****(1) 市の取り組み**

- ①健康診査の受診を推進し、疾病の早期発見、生活習慣病の発症・重症化の予防に努めます。
- ②生活習慣病予防に関する広報・普及活動を推進します。
- ③児童・生徒に、望ましい生活習慣や食生活を身につけさせるため、「栄養・食育推進計画」に基づいて、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- ④「まごころ給食」を実施して、地産地消を推進し、児童・生徒の地域の食文化に対する理解を促進します。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①生活習慣病に関する理解を深め、必要に応じて食生活の改善に努めましょう。
- ②各種健診を受診し、疾病の早期発見・早期治療や生活習慣の改善に努めましょう。
- ③運動教室等に積極的に参加し、運動習慣の定着に努めましょう。

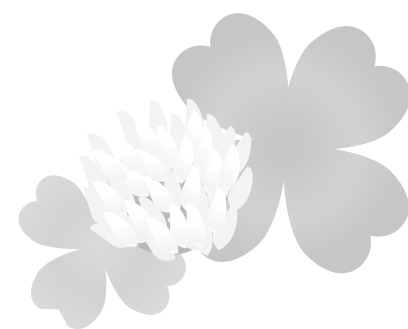
2) 女性と子どもの健康支援

(1) 市の取り組み

- ①母子健康手帳の意義の理解を促し、早い段階からの母子の健康管理・生活管理の支援を行います。
- ②妊婦一般健康診査受診票の利用を促進し、安心して出産できるよう支援します。
- ③母親学級等による保健指導や妊婦の仲間づくりの促進などを通して、妊娠・出産の不安を軽減できるように努めます。
- ④産後うつ予防のための健診の受診や助成制度の活用を促進します。
- ⑤小児は病気にかかりやすく悪化しやすいため、速やかに適切な処置ができる小児医療体制の整備を図ります。

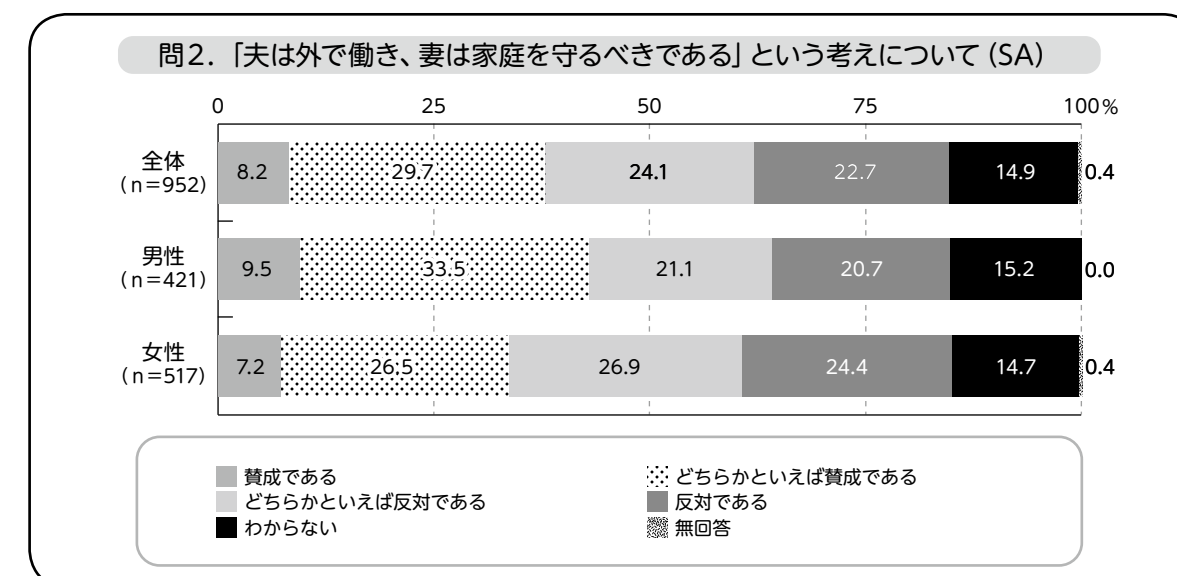
(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①男女ともに、互いの身体的性差を十分に理解し、相手に対して思いやりを持てるように努めましょう。
- ②妊娠が分かったら、早い段階で市役所へ届け出をしましょう。
- ③定期的に妊婦一般健康診査を受診し、自分自身と赤ちゃんの健康に留意しましょう。
- ④初めての出産の時には不安や重圧により産後うつになることもあり得ます。健診の受診や、母親学級等での情報収集やコミュニケーションを通して、出産への不安を軽減するよう努めましょう。

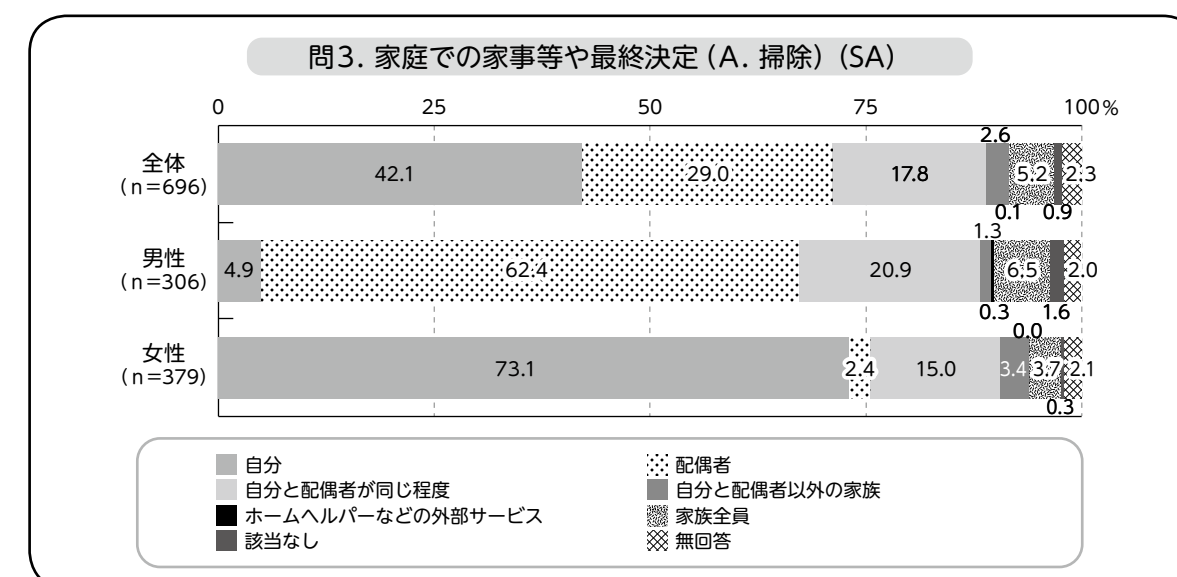


男女共同参画に関するアンケート調査結果 (H28年8月実施)

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え」についての設問では、「反対である」と「どちらかといえば反対である」を合わせた「反対」との回答が46.8%となっています。「賛成である」と「どちらかといえば賛成である」を合わせた「賛成」との回答は、37.9%となっています。



- 「家庭での家事等の分担」についての設問では、「掃除」、「洗濯」、「食事のしたく」、「育児」などで、男性では配偶者、女性では自分との回答が多く、女性の負担が多い結果となっています。



「職場」分野

基本目標と重点目標

基本目標

「男女がともに能力を発揮し、生活と調和がとれた職場づくりをめざします」

重点目標 5 「個人が能力を発揮できる職場づくり」

重点目標 6 「女性が活躍できる職場づくり」

重点目標 7 「ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場づくり」

重点目標 8 「女性が働きやすい職場づくり」

施策の推進

重点目標5

「個人が能力を発揮できる職場づくり」

男性、女性に関わらず、個人が能力を発揮し、職場で活躍することは、生活にやりがいや生きがいをもたらします。男女がともに職場で活躍するためには、男性だけではなく、女性の能力も高めていくための取り組みや職場環境の整備が重要となります。

推進の方向

1) 職場や仕事で必要とされる職業能力や知識の習得

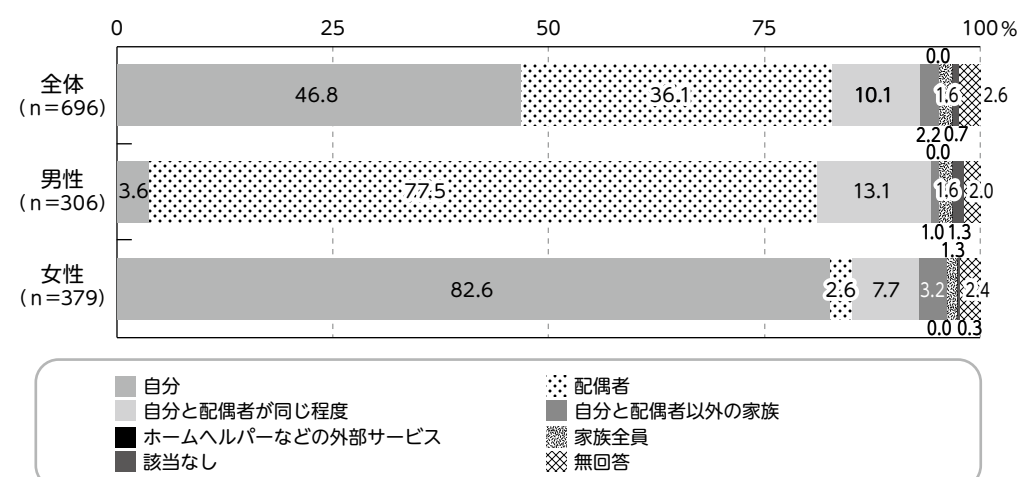
(1) 市の取り組み

- ①職業指導や職業訓練など、職場における能力向上のための研修の実施、支援や啓発に努めます。
- ②地方分権の進展に伴い、求められる市職員の資質・能力向上に向けて職員研修プログラムを充実させ、市独自の研修を強化します。

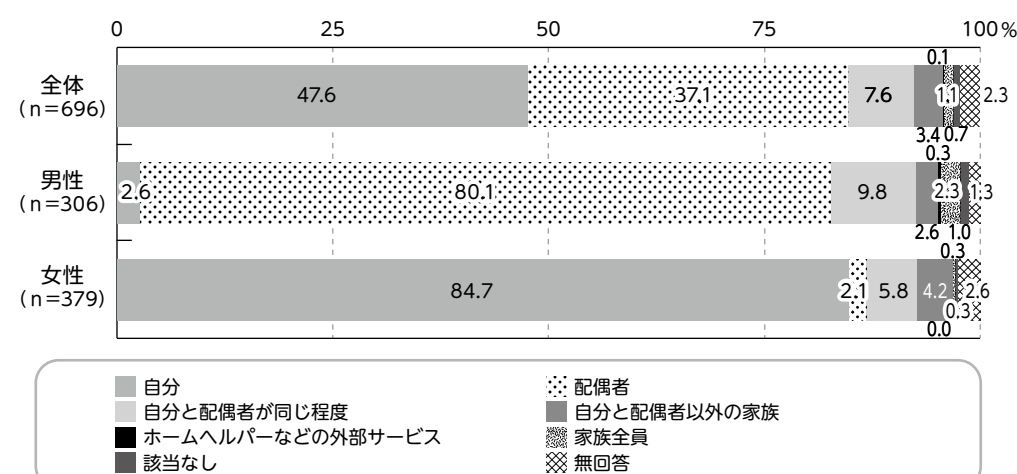
(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①日頃から、職場や仕事で必要とされる職業能力や知識の習得に努めましょう。

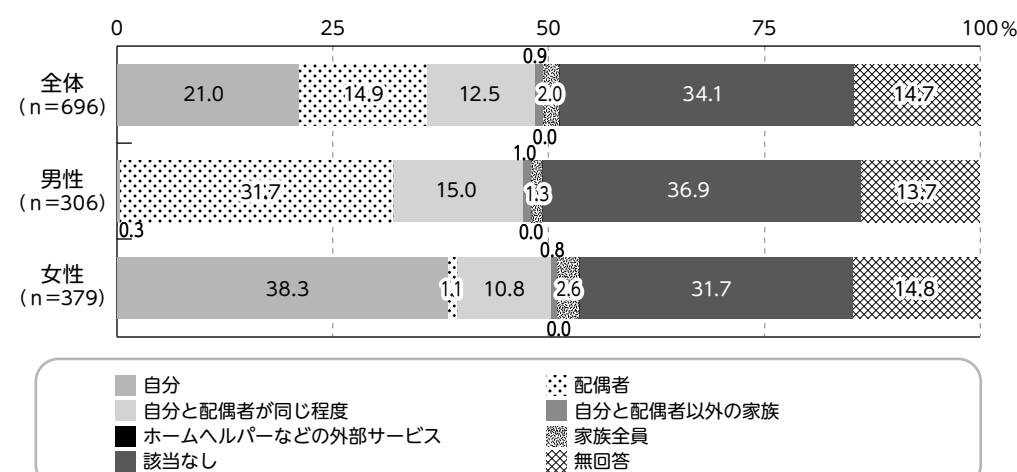
問3. 家庭での家事等や最終決定 (B. 洗濯) (SA)



問3. 家庭での家事等や最終決定 (C. 食事のしたく) (SA)



問3. 家庭での家事等や最終決定 (D. 育児) (SA)



重点目標6**「女性が活躍できる職場づくり」**

国は平成27年に女性活躍推進法を制定し、行政や企業に対して、女性の活躍推進に関する具体的な取り組みを求めています。また、一億総活躍プランにおいても、女性の活躍を中核と位置づけており、女性が活躍できる社会の実現を目指しています。

働く女性は年々増加し、女性の活躍は徐々に進んでいますが、現在、管理職に占める女性の割合は12%に留まっています。女性が活躍できる職場づくりのためには、男性中心の労働慣行の見直しや、女性の能力を高めていくための取り組みを、より一層推進していく必要があります。

重点目標7**「ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場づくり」**

男女ともに仕事と生活のバランスを取ることは大変重要ですが、男性は長時間労働等によって家事・育児・介護に係わる時間が取りにくく、女性は、主として家事・育児・介護を担うために、仕事に就きたくても就けないという状況が見受けられます。

育児休業法や次世代育成支援対策推進法など、女性が仕事と子育てを両立できるように、法律や制度は整備されてきていますが、いわゆるM字カーブの問題は、いまだ解決されていません。

保育・介護への支援の充実や、女性への就業支援などを通して、仕事と生活のどちらかを選択するのではなく、男女ともに社会で活躍できる環境を作っていく必要があります。

推進の方向**1) 職場における女性活躍推進の支援****(1) 市の取り組み**

- ①企業に対して、女性活躍推進法についての啓発活動や情報提供を行い、女性活躍推進法に則った行動計画の策定を促進します。
- ②企業に対して、長時間労働や転勤を前提とする男性中心型労働慣行や、年功的な評価制度を見直し、女性が活躍しやすい職場環境構築を促進します。
- ③市の審議会や委員会などへの女性登用率を向上し、女性の意見を積極的に市政に反映させるよう努めます。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①事業者（常時雇用する労働者301人以上）は、女性活躍推進法の主旨を理解し、法律に則った行動計画を定め、女性の職場での活躍を推進しましょう。
※労働者300人以下は努力義務となります。
- ②女性も、研修会やセミナー等に積極的に参加するなど、日頃から仕事に必要な能力を高めるように努めましょう。
- ③事業者は、長時間労働や転勤などを当たり前とする男性中心の労働慣行を見直し、女性も活躍しやすい職場環境づくりに努めましょう。

推進の方向**1) 仕事と家庭生活が両立できる支援体制づくり****(1) 市の取り組み**

- ①通常保育の充実とともに、延長保育や認定こども園の預かり保育、3歳未満児保育、病児・病後児保育など、多様化する保育ニーズに対応したサービスを充実します。
- ②就学児童を持つ母親が子育てをしながら仕事ができるよう、放課後児童クラブ事業を充実します。
- ③父親の育児休暇取得や母親の就労支援など、子育てと仕事が両立できる環境づくりが進むよう、企業・社会の意識向上を図ります。
- ④家族の介護負担を軽減し、介護による離職を防止するため、介護サービス提供体制の充実に努めます。
- ⑤関係機関と連携し、妊娠・出産・育児・介護などを機に退職した女性の再就職に際して、学習機会の提供や情報提供の充実を推進します。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①家庭内で、家事・育児・介護を分担し、女性が就業しやすい環境づくりに努めましょう。
- ②退職後に再就職や起業を希望する方は、そのために必要とされる知識や技能の習得に努めましょう。
- ③事業者は、従業員が育児休業や介護休業を取得しやすいように職場環境づくりに取り組みましょう。

2) 企業の労務改善の促進

(1) 市の取り組み

- ①広報活動等を通して、長時間労働の削減等、労務環境の改善を啓発します。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①事業者は、生産性の向上に努めるなど、長時間労働の抑制に取り組み、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりに努めましょう。



重点目標8

「女性が働きやすい職場づくり」

働く場における男女共同参画の実現には、男女がともに働きやすい職場環境を作ることが大切になります。その実現のためには、性別役割分担意識などの職場慣行を是正し、性差で待遇に違いが出ることがないように努めることが重要です。また、労働基準法や男女雇用機会均等法などの法令や制度などを遵守するように努めることが大切です。

自営業や農林業等においては、仕事における女性の果たす役割は大きいものがありますが、労働時間や報酬等が明確になっていないなど、家事・育児・介護も担いながら働く女性にとって、働きやすい職場になっていない状況がみられます。女性にも働きやすい職場環境の構築が求められています。

推進の方向

1) 男女差のない職場環境づくりの促進

(1) 市の取り組み

- ①男女差の要因となる職場慣行などの是正に向けて、労働者、事業主、地域住民など社会全体の意識改革を推進するための広報や情報提供などを関係団体と連携しながら推進します。
- ②男女共同参画の取り組みが進んでいる優良な企業を表彰し、広報などで市民に周知します。
- ③昇進や賃金などの面において、男女差のない職場環境づくりに向けて、企業に対する情報提供や啓発活動に努めます。
- ④企業に対して、労働基準法や男女雇用機会均等法などの法令を遵守するよう啓発します。
- ⑤企業や自治会等との連携を強化し、女性の働きやすい職場の実現に努めます。
- ⑥ハラスメント防止について、企業に対して周知・啓発を推進します。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①事業者は、労働基準法や男女雇用機会均等法等の法令を遵守し、昇進や賃金などで男女差が生じないように、職場環境づくりや就業規則の整備に努めましょう。
- ②職場での困り事や悩み事は、家族や友人、相談窓口等へ相談し、一人で抱え込まないようにしましょう。

2) 自営業や農林業等における男女共同参画の促進

(1) 市の取り組み

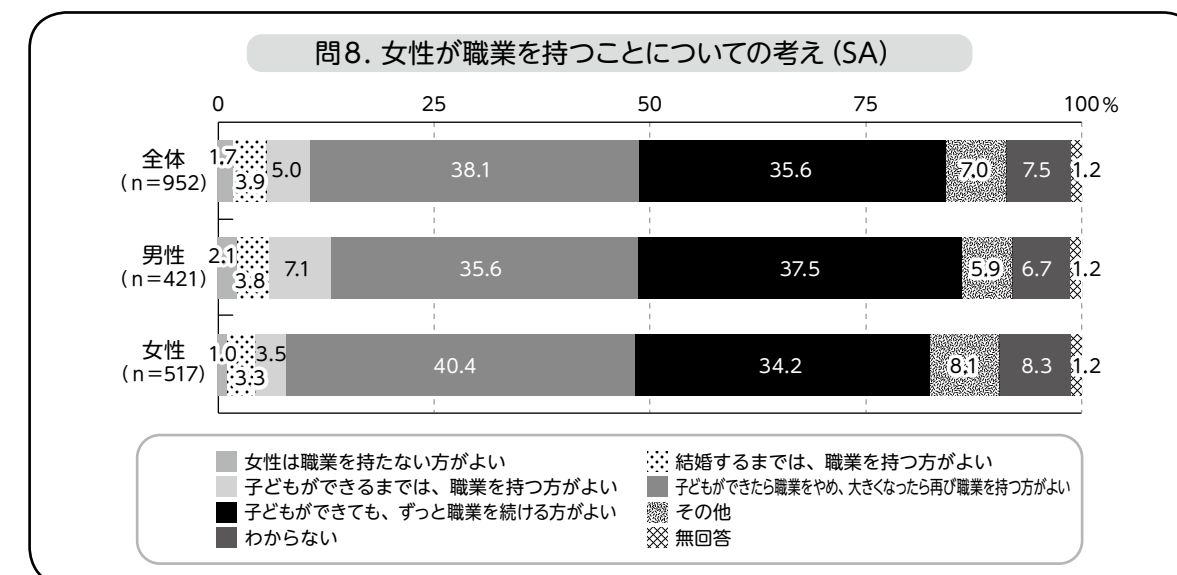
- ①自営業や農林業等を営んでいる家庭に対して、仕事に従事する家族の労働条件や給与制度などに関する家族経営協定の締結を促進します。

(2) 市民のみなさんの取り組み

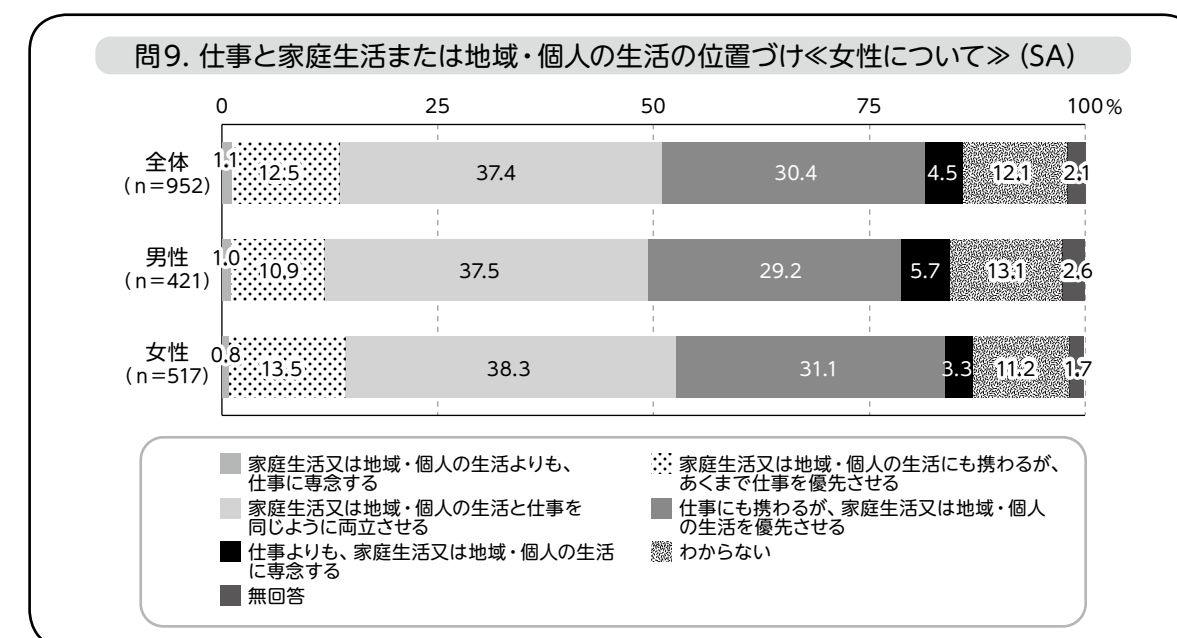
- ①自営業や農林業等を営む方は、経営に参加している家族の意見を取り入れるよう、家族で話し合いの場を持ちましょう。
- ②家族経営協定の締結について、家族で検討する機会を持ちましょう。

男女共同参画に関するアンケート調査結果 (H28年8月実施)

- 「女性が職業を持つことについての考え」については、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」38.1%が最も多く、次いで「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」35.6%が多くなっています。

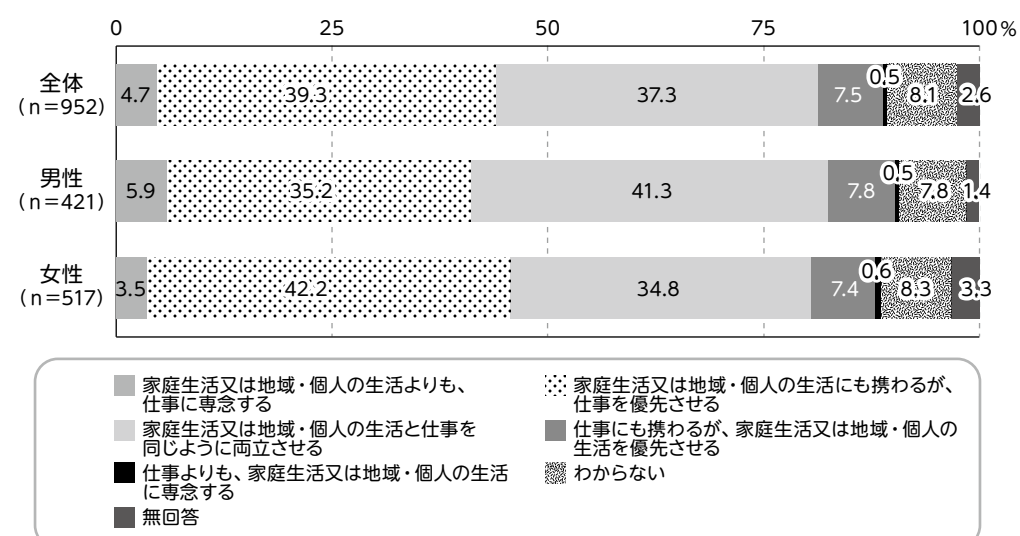


- 「仕事と家庭生活または地域・個人の生活の位置づけ」についての設問において、女性の関わり方については、「家庭生活又は地域・個人の生活と仕事を同じように両立させる」37.4%が最も多く、次いで「仕事にも携わるが、家庭生活又は地域・個人の生活を優先させる」30.4%が多くなっています。



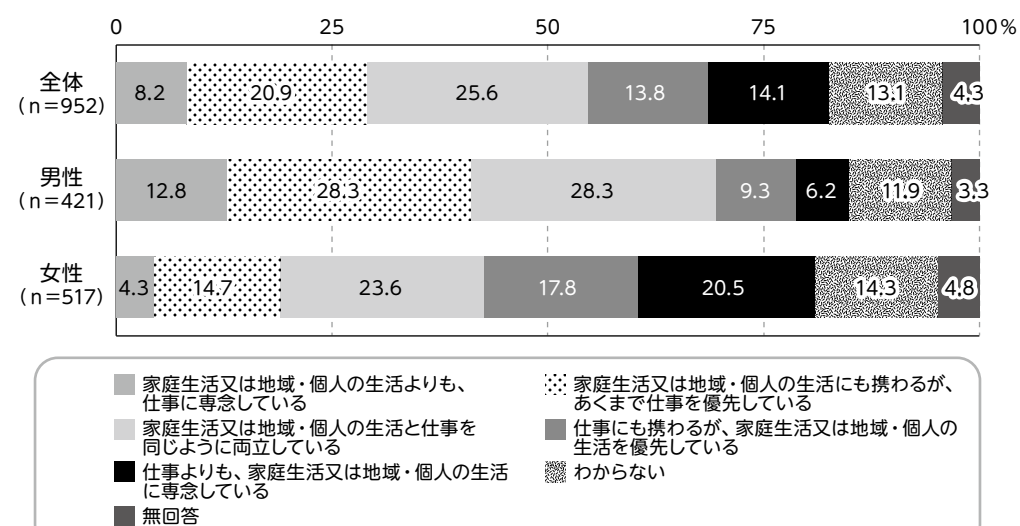
- 男性の関わり方については、「家庭生活又は地域・個人の生活にも携わるが、仕事を優先させる」39.3%が最も多く、次いで「家庭生活又は地域・個人の生活と仕事を同じように両立させる」37.3%が多くなっています。

問9. 仕事と家庭生活または地域・個人の生活の位置づけ《男性について》(SA)



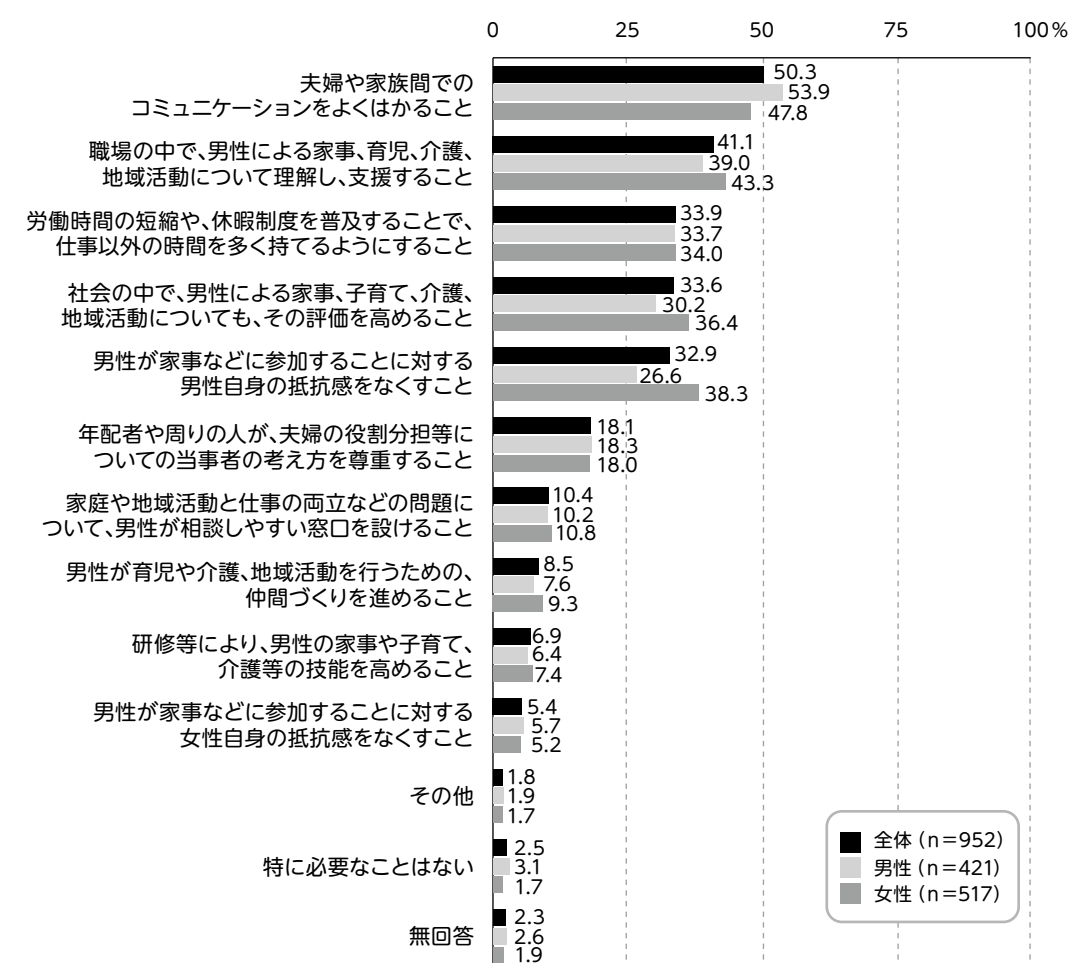
- 自身の現在の状況については、「家庭生活又は地域・個人の生活と仕事を同じように両立している」25.6%が最も多く、次いで「家庭生活又は地域・個人の生活にも携わるが、あくまで仕事を優先している」20.9%が多くなっています。

問9. 仕事と家庭生活または地域・個人の生活の位置づけ《現在の状況》(SA)

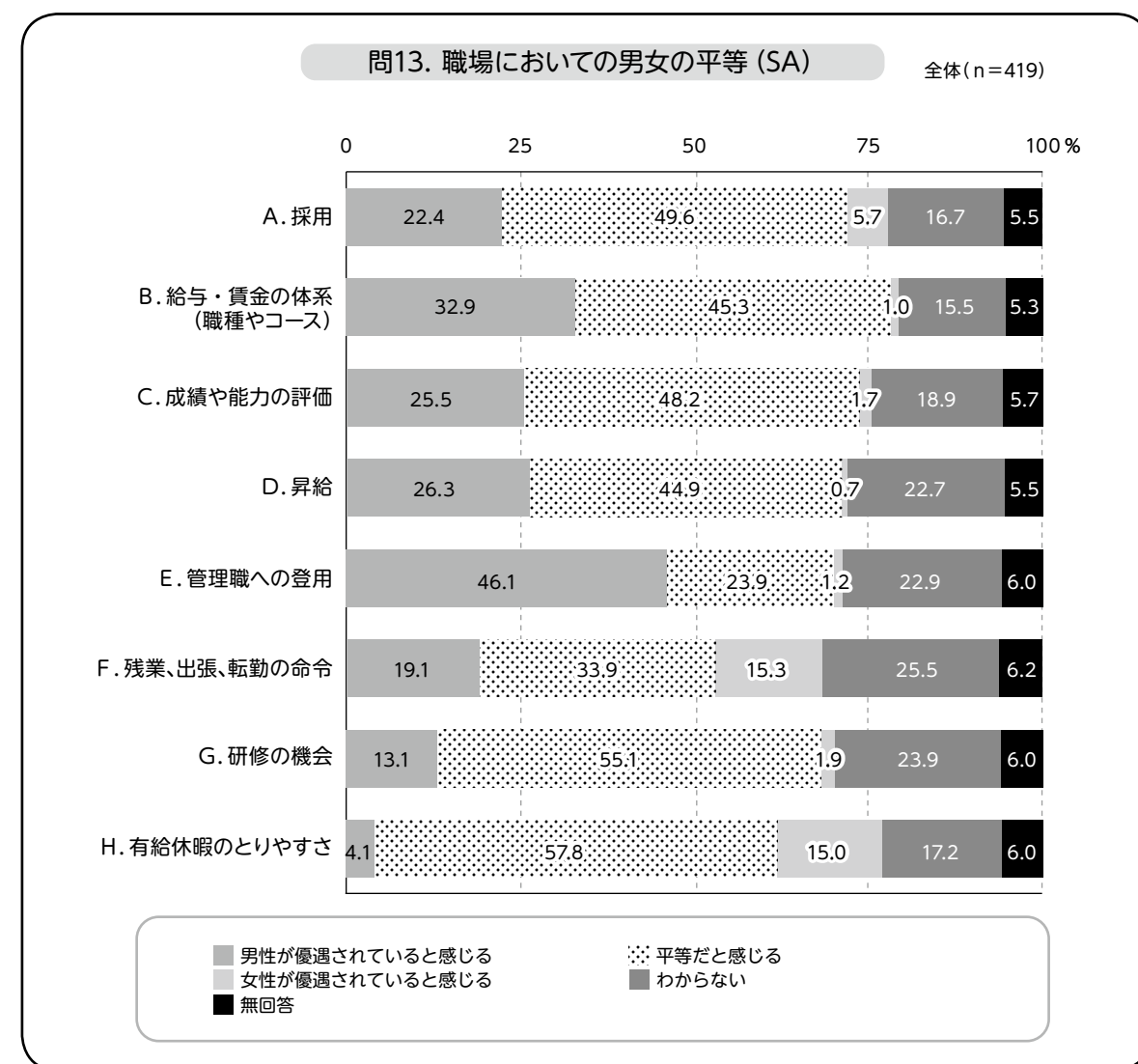


- 「男女がともに家事、育児、介護、地域活動へ参加するために必要なこと」についての設問では、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」50.3%が最も多く、次いで「職場の中で、男性による家事、育児、介護、地域活動について理解し、支援すること」41.1%が多くなっています。

問10. 男女がともに家事、育児、介護、地域活動へ参加するために必要なこと (3LA)



- 「職場における男女の平等」についての設問では、「男性が優遇されていると感じる」ものとして、「管理職への登用」46.1%が最も多くなっています。以下「給与・賃金の体系（職種やコース）」32.9%、「昇給」26.3%と続いています。また、「平等だと感じる」ものとして、「有給休暇のとりやすさ」57.8%、「研修の機会」55.1%が多くなっています。



「地域」分野

基本目標と重点目標

基本目標

「男女がともに協力し、支え合う地域づくりをめざします」

重点目標 9 「男女共同参画による地域づくり」

重点目標10 「介護や子育て支援ができる地域づくり」

重点目標11 「異文化や世代間の交流ができる地域づくり」

重点目標12 「環境に配慮した地域づくり」

重点目標13 「女性の視点を取り入れた安全な地域づくり」

施策の推進

重点目標9

「男女共同参画による地域づくり」

誰もが暮らしやすい地域づくりのためには、地域運営において、男性の意見も女性の意見も等しく取り入れられる環境づくりが大切になります。

しかしながら、従来からの地域活動の運営は、慣習的に男性中心に行われ、女性の地区活動への関わりが男性より少ないという傾向がみられます。そのため、地域活動へ女性の意見が反映されにくく、女性の視点を取り入れた地域活動になりにくい状況となっています。

男性中心の組織運営などの慣習を見直すとともに、女性も積極的に地域に関わるという意識を持つことが求められています。

推進の方向

1) 男女共同参画の視点に立った地域運営の促進

(1) 市の取り組み

- ①男性中心の組織運営など、従来からの慣習やしきたりを見直し、地域運営に女性の意見も反映できるように啓発活動を推進します。
- ②地域活動の場に参加することや、進んで発言を行うことなど、女性に対して地域活動への積極的な参加を促します。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①地区の役員は男性になるべき、などの従来の慣習やしきたりに捉われず、女性も登用する地域運営に取り組みましょう。
- ②女性も積極的に地域に関わるという意識をもち、地域活動に参加するように努めましょう。
- ③女性が地域活動に参加しやすくなるよう、家事を分担するなど、家族みんなで協力しましょう。

2) 地域活動における女性の参画と女性リーダーの育成

(1) 市の取り組み

- ①男女共同参画への理解を促進するための講座や学習会などを開催するとともに、地域で女性がリーダー的な役割を果たせるよう、啓発に努めます。
- ②女性の地域推進リーダー等を設置したモデル自治会を推進し、女性リーダーの育成を図ります。
- ③自治会活動の役職への女性の登用を促進します。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①学習機会を活用し、男女共同参画社会についての理解に努め、地域の一人としての意識を持って、積極的に地域づくりに取り組みましょう。
- ②自治会の役員就任の要請がきたら、女性であることを理由に断るのではなく、就任を検討するよう努めましょう。

重点目標10

「介護や子育て支援ができる地域づくり」

介護と子育てを同時に行うダブルケアが、家族の大きな負担となっていることが問題となっています。介護や子育てを家族だけで担うことにはおのずと限界があります。

介護や子育てを地域という共同体で支え合い、お互いをサポートするという共助の考え方が重要になっています。また、行政としても、介護・保育に対する支援事業を充実していく必要があります。

地域や行政が連携・協力し、介護や子育てを支援していくことが求められています。

推進の方向

1) 地域ぐるみの介護予防や子育て支援の促進

(1) 市の取り組み

- ①「放課後子ども教室事業」を充実し、地域のみなさんの参画を得ながら、学習や体験・交流活動を実施します。
- ②広域連携による保育ニーズへの対応や、ファミリー・サポート・センターでの地域住民の子育て支援など、地域連携と協力による保育体制づくりに努めます。
- ③高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、高齢者の状況や変化に応じて、多様な生活支援・介護予防サービスを提供できるような地域づくりを推進します。
- ④地域での支えあいの精神を基調として、介護予防ボランティアの養成を強化します。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①地域で行われる交流活動などに積極的に参加しましょう。
- ②地域の子どもや高齢者の様子に気を配り、変化に気づいたら声かけを行うなど、積極的に関わりを持つように努めましょう。

重点目標11**「異文化や世代間の交流ができる地域づくり」**

中央市には外国籍住民が多いという地域特性があります。このような特性を活かして、多様な文化を理解することに努め、豊かな人間性と文化を育むまちづくりを進めることが大切です。あわせて、次世代を担う子どもたちが、より多くの文化に触れられるよう、語学研修や国際交流会などの事業を積極的に推進していきます。

一方で、地域の教育力の低下が言われて久しく、家庭や学校とともに重要な教育の場である地域の教育力を取り戻すことが求められています。世代間交流を図れる機会を設け、高齢者の知識や経験を通して、日本の文化や地域の文化を子どもたちに伝えることにも取り組んでいきます。

推進の方向**1) 異文化交流の推進****(1) 市の取り組み**

- ①中学生を対象に、オーストラリアへの海外語学研修事業を推進し、国際感覚を備えた人材の育成を図ります。
- ②市国際交流協会をはじめとする関係団体との連携を図りながら、国際交流イベントや学習会等を積極的に開催し、市民の国際的な意識の啓発に努めます。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①国際交流の場へ積極的に参加し、交流を通して異文化への理解を深めましょう。

2) 世代間交流の推進**(1) 市の取り組み**

- ①地域において、高齢者と子どもが触れ合える機会の充実を図ります。
- ②子どもへの教育の一環として、高齢者が講師となり、知識や経験を活かした学習会等を実施することで、世代間交流の充実を図ります。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①地域で行われるスポーツや文化事業の催しに積極的に参加し、世代間交流を図りましょう。
- ②高齢者の方は、参加可能なスポーツ大会や催し物に積極的に参加し、多くの方と触れ合う機会を持ちましょう。

重点目標12**「環境に配慮した地域づくり」**

快適で環境に配慮した社会を実現するためには、地球環境問題を意識するとともに、身近な生活環境の向上を進めていく必要があります。

市では、環境監視員による環境パトロールを行い、不法投棄等の監視に努めるとともに、ごみの減量化や再資源化を推進するなど、環境保全に努めていますが、限られた対応の中で、環境に関するすべての問題を解決するには至っていません。

地域住民や関連団体の協力のもと、不法投棄等の監視活動の強化や、資源ごみ回収に関する啓発活動を行うなど、地域と連携した生活環境向上の取り組みを推進していきます。

重点目標13**「女性の視点を取り入れた安全な地域づくり」**

災害を完全に防ぐことはできませんが、災害の被害を最小限に抑え、一日も早く元の生活を取りもどす減災への取り組みが大変重要です。

災害時には、避難所での生活を余儀なくされるなど、日常とは異なる環境に身を置くことも起こり得ます。そのような状況においても、男性にも女性にも多大なストレスを与えることのない避難所の運営が求められます。特に女性はプライバシーが完全に守られないなど、男性よりも多くのストレスを抱える可能性があります。防災・減災を考える際には、男性だけではなく女性の視点も取り入れた体制を構築することが重要です。

推進の方向**1) 女性の視点を取り入れた防災・減災体制づくりの推進****(1) 市の取り組み**

- ①避難所の管理運営にあたっては、女性や高齢者、要配慮者が意思決定に参加できる体制づくりに努めます。
- ②避難所運営の責任者に男性と女性をともに配置し、お互いの意見が取り入れられるよう努めます。
- ③防災訓練実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等、男女両方の視点に十分配慮して行うよう努めます。
- ④消防組織や体制の充実を図る際には、女性消防団員が能力を十分発揮できるように配慮します。
- ⑤災害発生時、災害情報の入手や一人での避難が困難な要配慮者に対して、適切な避難行動をとれるよう、関係機関と連携した体制づくりに努めます。

推進の方向**1) 地域ぐるみの環境保全の促進****(1) 市の取り組み**

- ①男女共同参画委員が中心になり、自治会活動に積極的に参加し、地域内環境ボランティア活動を推進します。
- ②不法投棄防止のため、地域住民や関連団体との連携のもと、監視活動を強化するとともに、投棄の未然防止に向けた啓発や改善活動を推進します。
- ③生ごみの回収とたい肥化についての事業を推進し、生ごみの減量化を図ります。

(2) 市民のみなさんの取り組み

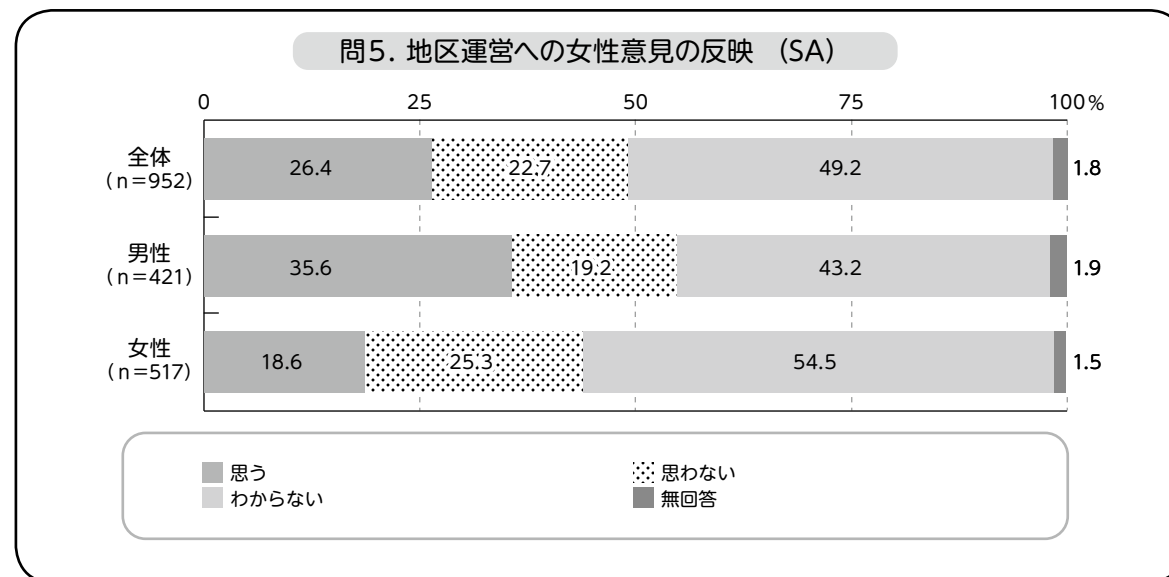
- ①環境ボランティア活動などに積極的に参加し、地域の環境保全に協力しましょう。
- ②不法投棄は絶対にやめましょう。
- ③ごみの減量化や再資源化に取り組み、家庭から出るごみの排出量を抑制するよう努めましょう。

(2) 市民のみなさんの取り組み

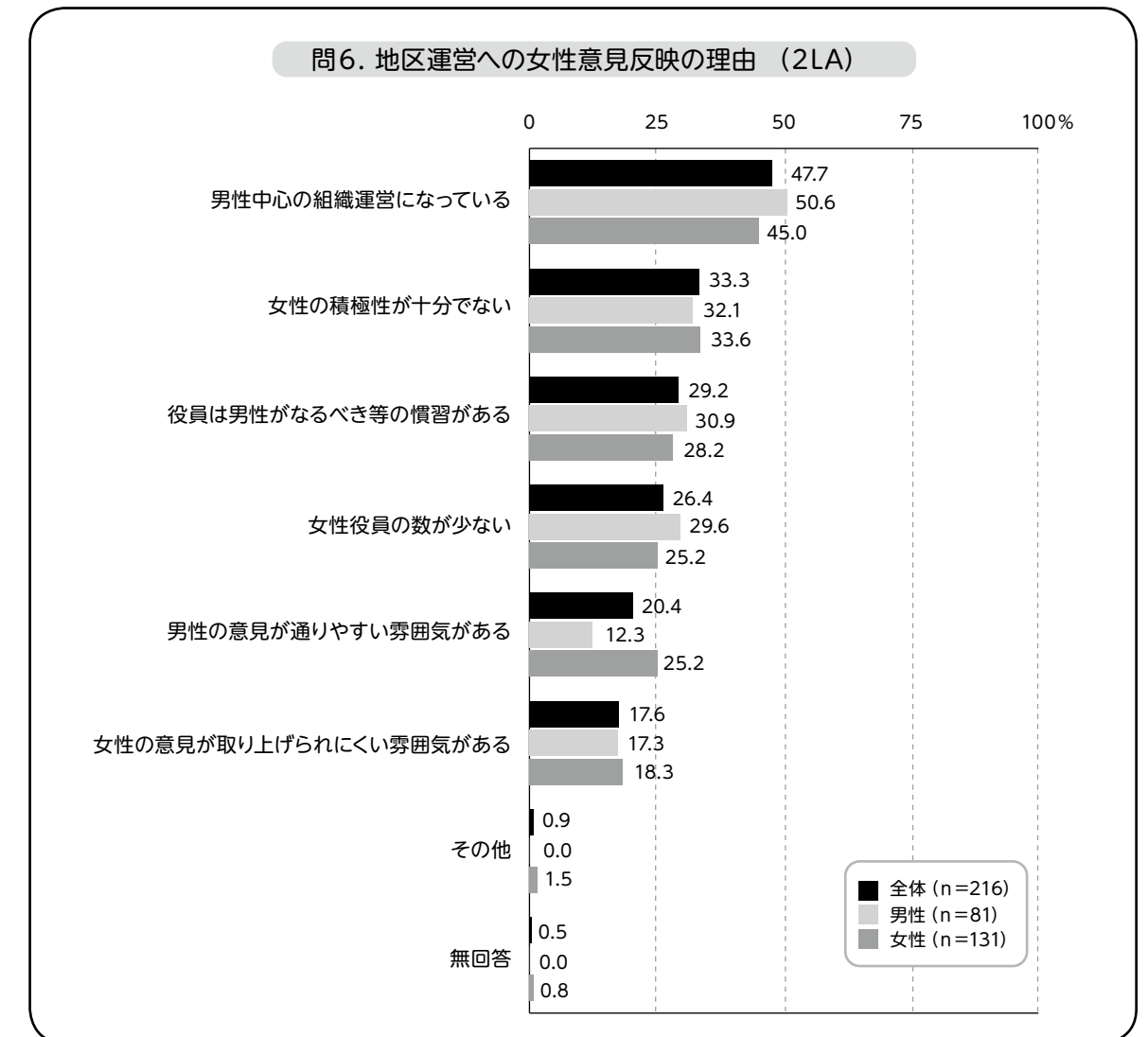
- ①事業者はBCP（事業継続計画）を考える際、男女共同参画の視点を重視して策定するよう努めましょう。
- ②消防団入団の依頼があったときは、女性という理由で断るのではなく、入団が可能かどうかを検討してみましょう。
- ③家庭において、子ども、女性、高齢者など、家庭の実情に応じた防災用品の備蓄に努めましょう。

男女共同参画に関するアンケート調査結果（H28年8月実施）

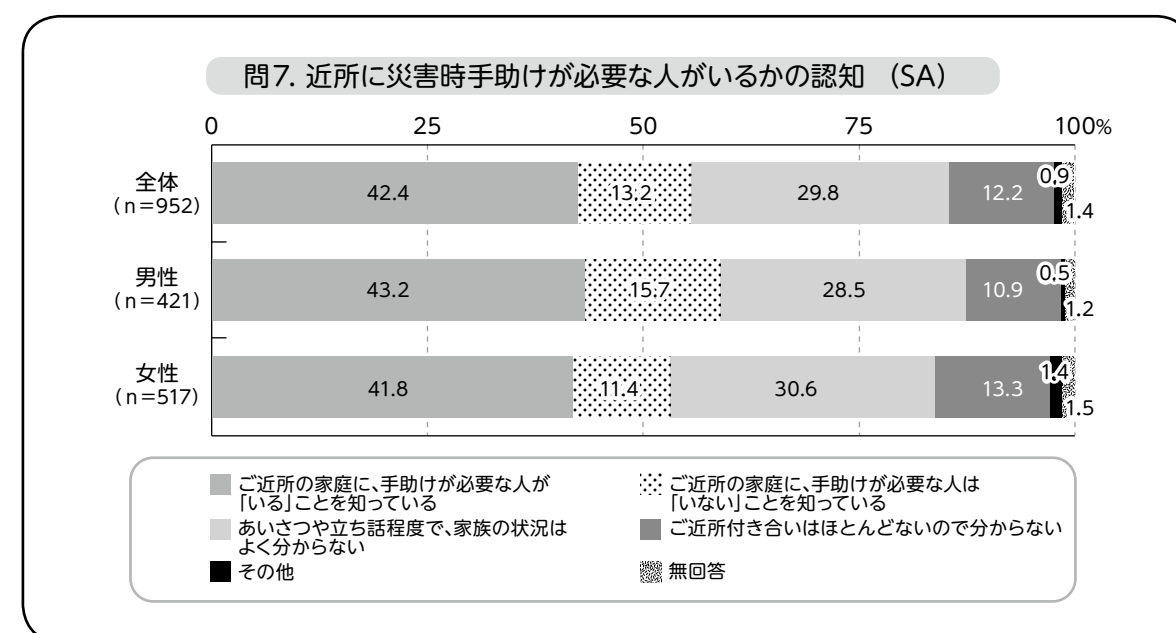
- 「地区運営への女性意見反映」については、反映されていると「思う」26.4%が「思わない」22.7%を上回っています。



- 地区運営への女性意見反映の理由については、「男性中心の組織運営になっている」47.7%が最も多くなっています。以下「女性の積極性が十分でない」33.3%、「役員は男性になるべき等の慣習がある」29.2%と続いています。



- 「近所に災害時手助けが必要な人がいるかの認知」については、「ご近所の家庭に、手助けが必要な人が『いる』ことを知っている」42.4%、「ご近所の家庭に、手助けが必要な人は『いない』ことを知っている」13.2%となっており、合わせて5割以上の人近所の状況を把握していることがわかります。



「学校・社会」分野

基本目標と重点目標

基本目標

「男女共同参画の視点に立った誰もが安心して暮らせる社会づくりをめざします」

重点目標14 「男女共同参画の視点に立って行動できる社会づくり」

重点目標15 「多様な人が安心して暮らせる社会づくり」

施策の推進

重点目標14

「男女共同参画の視点に立って行動できる社会づくり」

男女平等や人権を尊重する考え方の醸成には、子どもの頃からの教育が大変重要です。学校教育に男女平等の視点を取り入れることや、生涯学習の場で男女共同参画に関する講演会や学習会を開催するなど、男女共同参画や人権を尊重することの大切さについて学ぶ機会を設け、理解の促進を図る必要があります。

推進の方向

1) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

(1) 市の取り組み

- ①人権尊重の精神を培うとともに、男女が互いを尊重し、その個性と能力を十分に発揮できるよう、人権教育・男女平等教育を推進します。
- ②子どもたちに対する学校での教育や学校運営において、男女で違いが生じることのないよう、人権の尊重と男女の平等を基礎とした指導の充実を図ります。
- ③男女平等の視点に立った教育ができるよう、教職員に対しての研修の実施や啓発に努めます。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①学校における男女共同参画の視点に立った教育への理解を深めましょう。
- ②人権尊重や男女平等について子どもと話し合う機会を持ちましょう。

2) 男女共同参画に関する知識習得の支援

(1) 市の取り組み

- ①男女共同参画に関する講座や学習会の開催などを通して、意識啓発・教育を推進します。
- ②男女共同参画委員会だより等で、男女共同参画に関する法律や制度について取り上げ、学習と遵守を啓発します。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①男女共同参画社会に関する講座や学習会に積極的に参加し、理解を深めるよう努めましょう。

重点目標15

「多様な人が安心して暮らせる社会づくり」

単身世帯やひとり親世帯、外国人や障がいを持つ方、高齢者の一人暮らしなど、さまざまな状況で生活する人が増えています。これらの人々の中には、少なからず生活に困難を感じている人がいます。

単身世帯やひとり親世帯の経済的自立を図ることや、高齢者のための生活支援や生きがいづくりが重要となります。また障がいをもった方が就業できるような環境づくりに取り組むとともに、自立した日常生活が送れるような支援の充実も求められています。

さまざまな困難を抱える人たちが、安心して暮らせる社会づくりに取り組んでいきます。

推進の方向

1) 生活上の困難に直面する人たちへの支援

(1) 市の取り組み

- ①障がいを持つ方のさまざまな相談については、「穂のか（中央市・昭和町障がい者相談支援センター）」で、専門知識を持った障がい者相談支援員が対応します。
- ②ひとり親家庭医療費助成事業、ひとり親家庭小中学校入進学支度金、母子家庭自立支援給付金などの支援制度を通して、母子・父子家庭の経済的な自立支援に努めます。
- ③要援護高齢者やひとり暮らし高齢者に対して、支援事業を充実し、日常生活の不便の解消に努めます。

(2) 市民のみなさんの取り組み

- ①生活に困難を感じる方は、一人で悩まず、相談窓口を利用し、各種制度に関する情報を得るように努めましょう。
- ②障がいに関する悩みを持つ方は、「穂のか（中央市・昭和町障がい者相談支援センター）」などの相談先を活用し、悩みごとの解決に努めましょう。

2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

(1) 市の取り組み

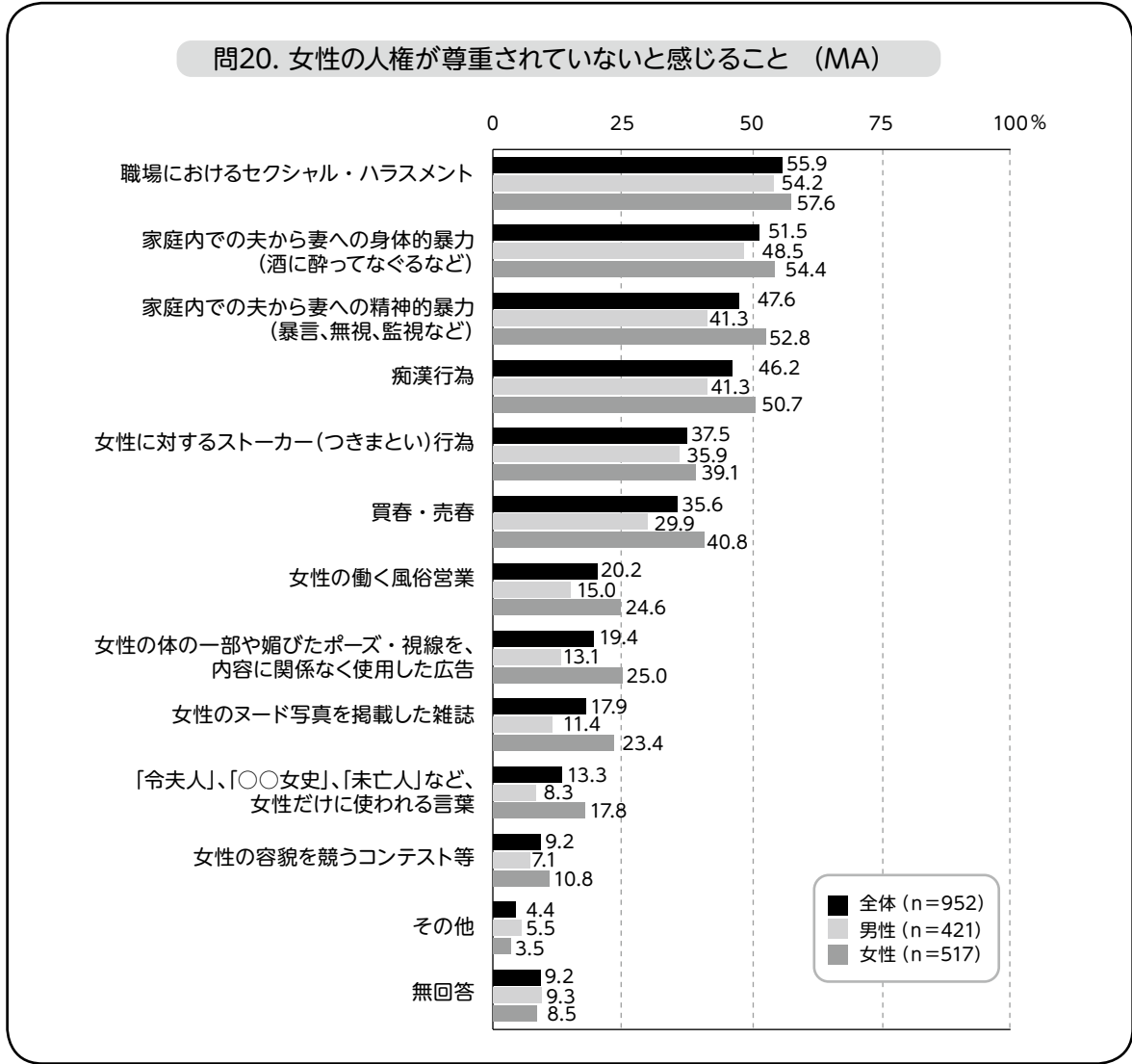
- ①シルバー人材センターの充実や、企業に対して高齢者の雇用機会を確保するよう呼びかけるなど、高齢者が就業できる機会づくりに努めます。
- ②高齢者の知識や経験を活かした社会参加・地域貢献活動の支援を促進します。
- ③LGBT（性的少数者）についての情報提供や啓発活動を通じて、正しい理解を促進し、偏見や差別のない社会づくりに努めます。
- ④高齢者、障がい者、外国人など、誰でも利用しやすいよう、窓口サービスの向上に努めます。
- ⑤交際相手への暴力であるデートDVについて、啓発活動や情報提供を通じて発生の防止に努めます。

(2) 市民のみなさんの取り組み

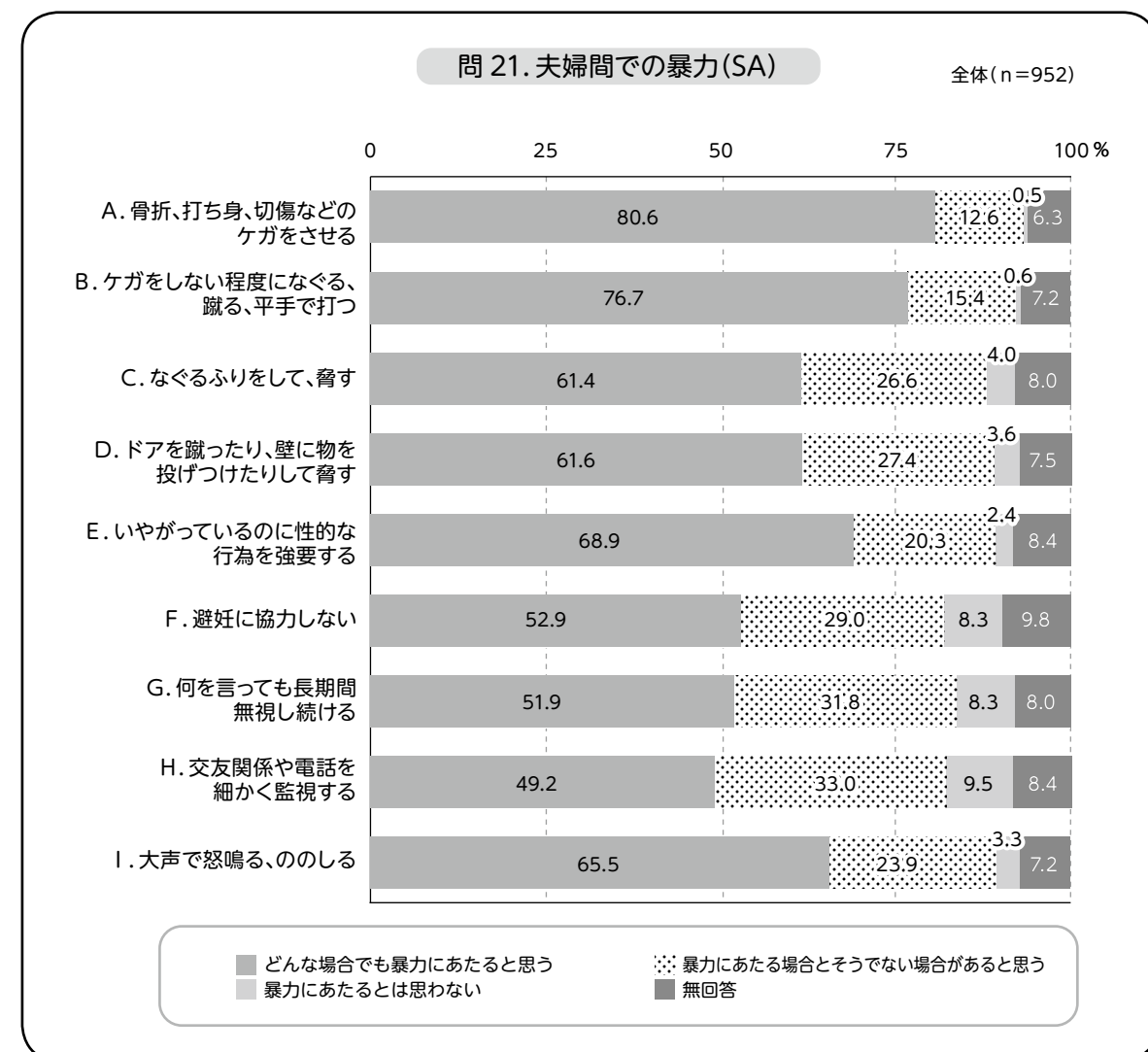
- ①高齢者の就労は、収入を得る手段というだけでなく、生きがいを得ることにつながります。就労の機会を得たら、積極的に検討してみましょう。
- ②LGBT（性的少数者）への理解に努め、偏見や差別を持たないように努めましょう。
- ③デートDVは、相手の人権を著しく損ねる行為であることを認識しましょう。

男女共同参画に関するアンケート調査結果（H28年8月実施）

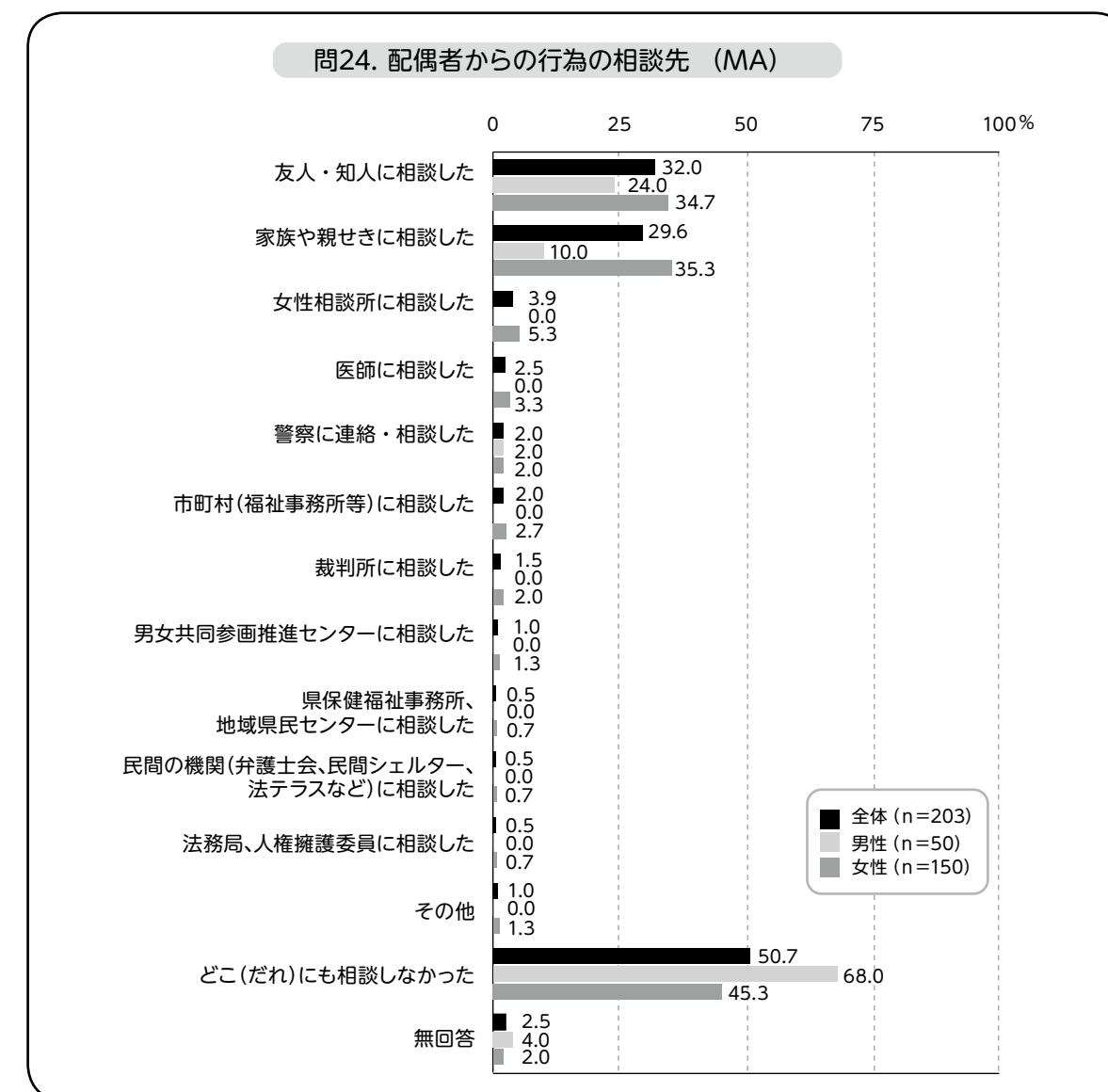
○「女性の人権が尊重されていないと感じること」についての設問では、「職場におけるセクシャル・ハラスメント」55.9%が最も多く、次いで「家庭内での夫から妻への身体的暴力（酒に酔ってなぐるなど）」51.5%が多くなっています。



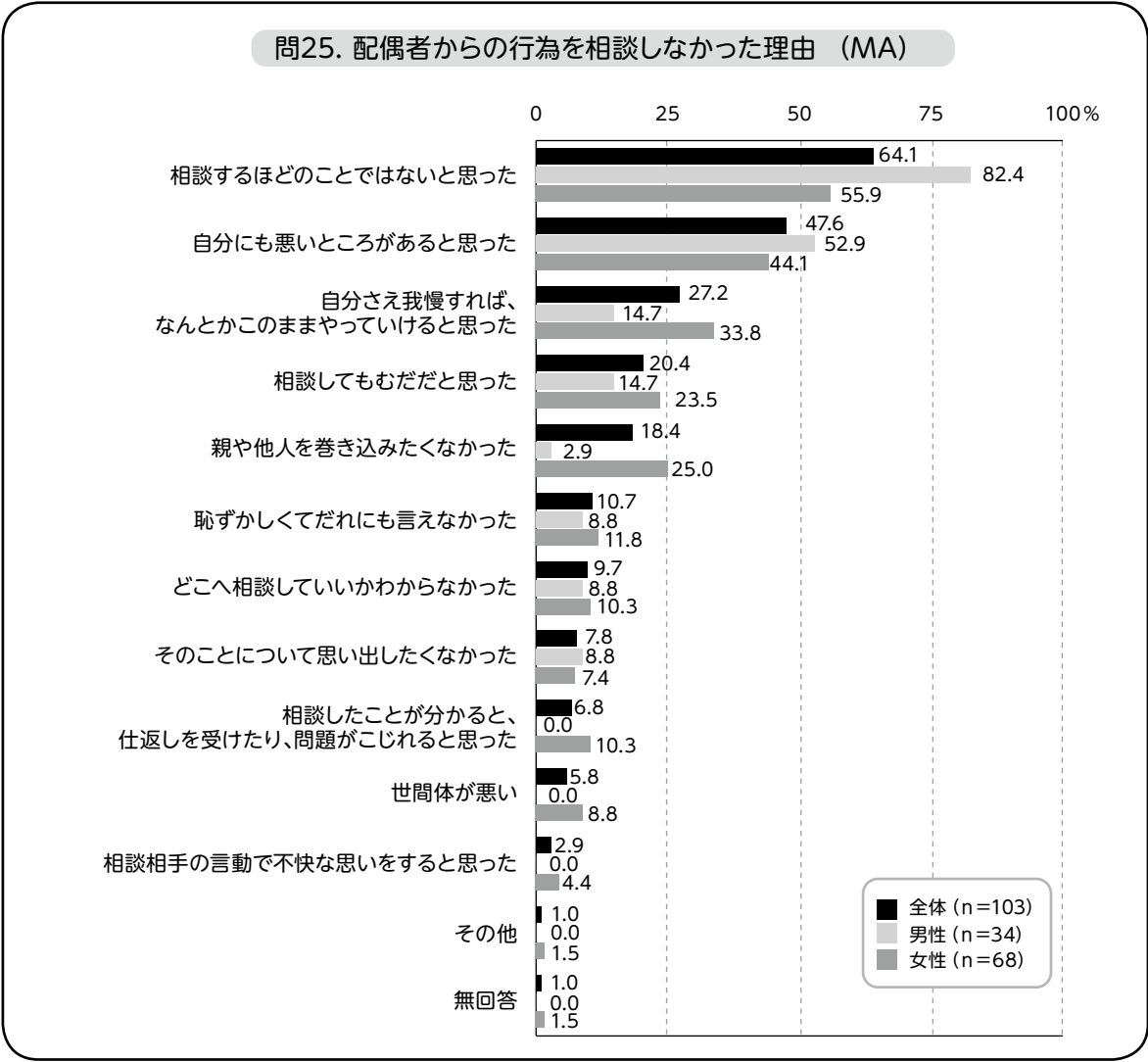
- 「夫婦間での暴力」についての設問において、「どんな場合でも暴力にあたると思う」との回答については、「骨折、打ち身、切傷などのケガをさせる」80.6%、「ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ」76.7%の2項目が多くなっています。「暴力にあたるとは思わない」との回答については、「避妊に協力しない」、「何を言っても長期間無視し続ける」、「交友関係や電話を細かく監視する」の3項目が約1割となっています。



- 「配偶者からの行為の相談先」についての設問では、「友人・知人に相談した」32.0%が最も多く、次いで「家族や親せきに相談した」29.6%が多くなっています。一方で、「どこ（だれ）にも相談しなかった」との回答が半数を超えています。



○「どこ（だれ）にも相談しなかった」理由についての設問では、「相談するほどのことではないと思った」64.1%が最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思った」47.6%が多くなっています。



第 4 章
資料編

資料1 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

前 文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条－第28条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来

に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を

担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭

生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画

社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を

通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、

内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するものの

ほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

資料2 山梨県男女共同参画推進条例

平成14年3月28日
山梨県条例第1号

山梨県男女共同参画推進条例をここに公布する。

山梨県男女共同参画推進条例を次のように定めるものとする。

山梨県男女共同参画推進条例

目次	
前文	
第1章 総則(第1条―第10条)	
第2章 男女共同参画の推進に関する基本的 施策(第11条―第20条)	
第3章 性別による権利侵害の禁止(第21条)	
第4章 山梨県男女共同参画審議会(第22 条・第23条)	
第5章 雑則(第24条)	
附則	

すべての人は、法の下に平等であり、個人として尊重されなければならない。

山梨県においては、これまでも、国際社会や国内の動向を踏まえ、性差別をなくし、男女平等を実現するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが依然として根強く残っている。

また、少子高齢化、情報化、国際化の進展など、社会経済情勢が急速に変化する中で、私たちの山梨を豊かで活力あるものとしていくためには、県民1人ひとりがお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、自立した個人として、その個性と能力

を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現することが、緊要な課題となっている。このような認識に立ち、私たち山梨県民は、ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受す

ることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活

動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画の推進に関する取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第8条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者、国及び市町村と連携し、及び協力して前項の施策を実施するものとする。

(県民の責務)

第9条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境の整備その他の男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなけれ

又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与える行為

- 二 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は過去において配偶者であった者に対する身体的苦痛又は著しい精神的苦痛を与える暴力的行為

第4章 山梨県男女共同参画審議会

（山梨県男女共同参画審議会）

第22条 基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議し、又は知事に建議を行うため、山梨県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 4 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 8 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 9 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 10 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

ため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（自営の農林業、商工業等における就業環境の整備の促進）

第17条 県は、自営の農林業、商工業等において、男女が経営における役割を適正に評価されとともに、男女が自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保するための就業環境の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究）

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

- 2 知事は、必要があると認める場合は、県民及び事業者に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

（男女共同参画の推進状況等の公表）

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第21条 何人も、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 個人の生活の環境を害する性的な言動

深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

（教育及び学習の促進）

第13条 県は、学校、地域、家庭等における教育及び県民の学習の機会において、男女共同参画に関する教育及び学習の促進のために適切な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画推進月間）

第14条 県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

- 2 男女共同参画推進月間は、6月とする。

- 3 県は、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる県民、事業者等の表彰その他の男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

（苦情の処理及び相談への対応）

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての県民又は事業者からの苦情の適切な処理のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対して、関係機関と協力して適切に対応するよう努めるものとする。

- 3 第1項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

（県民等の活動に対する支援）

第16条 県は、県民、事業者又は市町村が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援する

ばならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号の大綱に基づき実施すべき男女共同参画の推進に関する具体的な施策
- 三 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（県民及び事業者の関心と理解を深めるための措置）

第12条 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画についての県民及び事業者の関心と理解を

11 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第23条 審議会に、部会を置き、第15条第3項に規定する事項の調査審議（答申を除く。）の一部を行わせることができる。

2 部会は、審議会の指名する委員3人をもって構成する。

第5章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により策定された基本計画とみなす。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年山梨県条例第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

資料3 中央市男女共同参画委員会設置要綱

平成18年2月20日 告示第 8号
改正 平成19年3月30日 告示第13号
平成26年3月17日 告示第 5号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、中央市における基本的方向と推進すべき施策を示す中央市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の策定に関する事項について調査し、及び検討するとともに、男女共同参画を推進するため、中央市男女共同参画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査研究及び事業の推進を図る。
(1) プランの策定に関すること。
(2) 男女共同参画の推進に関すること。
(3) その他市における男女共同参画社会の形成に係る施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員25人以内をもって組織する。
(平26告示5・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第5条 委員の報酬は、予算の範囲内で支給する。

(役員)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。
2 委員長は、関係機関及び関係団体並びに識見を有する者等を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策秘書課において処理する。
(平19告示13・平26告示5・一部改正)

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年2月20日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成19年告示第13号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 (平成26年告示第5号)
この告示は、平成26年4月1日から施行する。

資料4 中央市男女共同参画委員名簿

委員長		やまざき よし ひこ 山 崎 好 彦
副委員長		ささかわ けい こ 笹 川 佳 子
副委員長		やまがた よし え 山 形 芳 枝
家庭部会	リーダー	おの しげ み 小 野 成 美
	サブリーダー	やまむら よう こ 山 村 洋 子
	委 員	いわした よう こ 岩 下 容 子
	委 員	ないとう しげ み 内 藤 成 美
	委 員	やまざき よし ひこ 山 崎 好 彦
	委 員	やまだ きく み 山 田 菊 美
	委 員	やまだ さだ し 山 田 定 次
地域部会	委 員	ないとう ゆ み 内 藤 由 美
	リーダー	よだ てつ お 依 田 哲 夫
	サブリーダー	かんだ や え こ 神 田 八 恵 子
	委 員	あきやま みなみ 秋 山 みなみ
	委 員	いしはら よう こ 石 原 洋 子
	委 員	いのうえ かず お 井 上 和 男
	委 員	ささかわ けい こ 笹 川 佳 子
	委 員	ほそかわ みち え 細 川 道 恵
	委 員	やまがた よし え 山 形 芳 枝

資料5 第2次中央市男女共同参画プラン策定の様子



資料6 第2次中央市男女共同参画プラン策定経過

日 時	内 容
平成28年7月19日	中央市男女共同参画委員会開催 「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の内容を検討
平成28年8月5日～8月22日	「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」を実施
平成28年8月16日	中央市男女共同参画委員会開催
平成28年9月27日	中央市男女共同参画委員会開催 計画体系の検討
平成28年10月18日	中央市男女共同参画委員会開催 計画体系の検討、編集方針の検討、総合目標の検討、調査結果の報告
平成28年11月15日	中央市男女共同参画委員会開催 計画書の内容の検討
平成28年12月20日	中央市男女共同参画委員会開催 計画書の内容の検討、デザイン案の検討
平成29年1月17日	中央市男女共同参画委員会開催 計画書の内容の検討、デザイン案の検討
平成29年1月18日～2月7日	「第2次中央市男女共同参画プラン」に対するパブリックコメントを実施
平成29年2月14日	中央市男女共同参画委員会開催 計画書の内容決定

資料7 用語解説

DV（ドメスティック・バイオレンス）：

配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

ドメスティック・バイオレンスには身体的な暴力のほか、性的暴力、心理的暴力、経済的暴力も含まれます。

デートDV（ドメスティック・バイオレンス）：

結婚も同居もしていない交際相手間の暴力をデートDVと呼ぶことがあります。

ハラスメント（セクシャルハラスメント）：

「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること」又は「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること」をいいます。男女雇用機会均等法により事業者はその対策が義務付けられています。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：

人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあ

ることを指します。したがって、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことを意味します。

リプロダクティブ・ライツとは、国内法・国際法および国連での合意に基づいた人権の一つで、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるとい基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブヘルスを享受する権利です。

家族経営協定：

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針・役割分担・労働時間・労働報酬、などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるルールです。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：

働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

M字カーブ：

女性の労働力率（15歳以上人口に占め

資料8 中央市と山梨県内の関連する窓口

中央市の主な窓口	担当課	電話番号
健康の相談、乳児に関する相談	健康推進課	274-8542
ひとり親福祉相談、児童家庭相談	子育て支援課	274-8557
行政相談、人権相談	総務課	274-8511
障がい者相談	福祉課	274-8544
穂のか（障がい者相談支援センター）		274-1100
男女共同参画に関する施設と窓口	住 所	電話番号
中北保健福祉事務所（中北保健所）	甲府市太田町 9-1	055-237-1381
配偶者暴力支援センター （山梨県女性相談所）	甲府市北新 1-2-12 （福祉プラザ 2 階）	055-254-8635 （相談専用）
配偶者暴力支援センター （男女共同参画推進センターぴゅあ総合）	甲府市朝気 1-2-2	055-237-7830
女性の人権ホットライン （甲府地方法務局人権擁護課）	甲府市北口 1-2-19	0570-070-810 （相談専用）
山梨労働局総合労働相談コーナー	甲府市丸の内 1-1-11	055-225-2851
山梨県中央児童相談所	甲府市北新 1-2-12 福祉プラザ 2 階	055-254-8617
山梨県企画県民部中北地域県民センター	韮崎市本町 4-2-4 北巨摩合同庁舎 1 階	0551-23-3051
精神保健福祉センター	甲府市北新 1-2-12	055-254-8644
不妊（不育）専門相談センタールピナス	甲府市飯田 1-1-20 JA 会館 5 F	055-223-2210
法テラス山梨	甲府市中央 1-12-37 （IRIX ビル 1F・2F）	050-3383-5411
山梨県弁護士会	甲府市中央 1-8-7	055-235-7202
山梨県警察総合相談室	甲府市丸の内 1-6-1 （防災新館 2 階）	055-233-9110
南甲府警察署	甲府市中小河原町 404-1	055-243-0110

る労働力人口の割合）をグラフで表したときに描かれる M 字型の曲線のこと。出産・育児期にあたる 30 歳代で一旦低下し、子育てが落ち着いた後に再び上昇しています。近年、M字の谷の部分が浅くなってきています。

ファミリー・サポート・センター事業：

育児援助を行いたい人と育児援助を受けたい人を組織化し、地域における市民相互の子育て支援を通じて、子育てと仕事の両立を推進し、地域コミュニティの活性化および安心して子どもを産み育てることのできる社会づくりを推進する事業です。

産後うつ：

「産後うつ」は、妊娠・出産におけるホルモンバランスの乱れによって誘発されと考えられています。食欲不振や不眠、体がだるくなるなどの症状があります。適切な治療を行わないと、本当の「うつ病」になってしまう可能性も指摘されています。

まごころ給食：

地域の食材を利用した献立、郷土食、行事食を積極的に取り入れたり、米飯給食の普及・定着を図ることを目的とした、特色ある学校給食を提供する取り組みです。

放課後子ども教室事業：

放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブと連携して地域住民等の参画を得ながら、学習や体験・交流活動を行う事業です。

ひと ひと
～男と女、ともに歩もう～

拓け中央輝きプラン

第2次中央市男女共同参画推進プラン

平成 29 年3月

中 央 市

中央市男女共同参画委員会

策定支援 株式会社サンニチ印刷 コンサルティング室

